

# 研究ノート ラオス 政策決定過程における民意反映 メカニズムの実態 -- 経済・社会開発年次計画と SEZ計画作成過程の事例から

著者	山田 紀彦
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	49
号	8
ページ	28-60
発行年	2008-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007235">http://hdl.handle.net/2344/00007235</a>

# ラオス 政策決定過程における民意反映メカニズムの実態

——経済・社会開発年次計画とSEZ計画作成過程の事例から——

やま だ のり ひこ  
山 田 紀 彦

## 《要 約》

改革開放路線が進む中国では、共産党指導の下、政策に民意を反映させるための制度改革が徐々に進んでいる。同じく一党支配体制下で市場経済化を進めるラオスにおいても、政策決定過程に民意は反映されつつあるのだろうか。一党支配体制であっても、民意を政策に反映させることの必要性を否定することはできない。特に、イデオロギーによる支配の正当化が困難になった今日、民意を政策に反映させ国民の信頼を醸成することは、一党支配体制の維持にとって必要不可欠となっている。

ラオスでは、1990年代後半から民意を政策に反映させるための具体的な取り組みが始まった。しかし、毎年作成される経済・社会開発年次計画、また、住民の移住を伴う単発の特別経済区（SEZ）開発計画の2つの計画作成過程からは、民意を政策に反映させようという努力がほとんど行われていないことがわかった。ラオスでは考えられているほど民意は政策に反映されていないのである。

はじめに

- I 先行研究の整理——政策決定過程の捉え方
  - II 村の組織、村と郡の関係
  - III 経済・社会開発年次計画作成過程
  - IV SEZ計画作成過程
- おわりに

## はじめに

移行経済下にある一党支配体制国家において、民意は政策に反映されているのだろうか。唐亮は、改革開放路線が進む中国で、中国共産党は必ずしも緩やかな政治改革に反対ではなく、意思決定に民意を反映させるための制度改革が緩

やかに進んでいると指摘する [唐 2001]<sup>(註1)</sup>。

一党支配体制であっても、民意を政策に反映させる必要性を否定することはできない。特に、イデオロギーに支配の正当性を求めることが難しくなった今日、国民の信頼を獲得するためにも、民意を政策に反映させるための何らかの制度構築は必要不可欠といえる。

ラオスでは、1990年代後半から、民意を政策に反映させるための具体的な取り組みが始まった。ただ、いかに民意を政策に反映させるかという議論は、中央によるトップダウンではなく、ボトムアップによる経済計画の作成が議論され始めた1970年代後半にさかのぼる。

1975年12月のラオス人民民主共和国設立後、

ラオス人民革命党は社会主義国家建設を目指し中央計画経済体制を敷いた。しかし、地理的条件やインフラの未整備、また、戦時体制の影響などにより<sup>(註2)</sup>、地方に対する中央の管理が完全に機能していたわけではなかった [Stuart-Fox 1986, 79]。県における食糧自給という政府方針も加わり、県は中央政府の許可なくベトナムやタイと貿易を行い、独自の経済・社会開発プログラムを実施するなど、一定の裁量権を有していたのである [Stuart-Fox 1986, 79]。そして、1970年代後半の農業集団化への農民の反発に現れたように、トップダウンによる国営化や集団化が、党の意図とは反対に地方の中央離れを引き起こすこともあった。

1970年代後半、カイソーン書記長は（役職は当時、以下同じ）、ラオスには「統合された国家経済」は存在せず、「中央経済」と「地方経済」の組み合わせでしかないため、「ボトムアップとトップダウンにより新しい国家を建設しなければならない」との認識を示していた [Evans 1990, 51]。

つまり、当時のラオスは、中央計画経済体制であっても中央と地方の結びつきが弱く、また、中央計画経済を貫徹させようとするれば地方の中央離れを引き起こすなど、制度そのものに矛盾を抱えていた。したがって、国内経済を統合するためにも、トップダウンだけではなく、ボトムアップにより地方の意見を政策に反映させ、地方を中央に取り込む必要があったのである。以後、ボトムアップによる経済計画作成という議論は、市場経済化の議論とともに進展する。

1979年の第2期党中央執行委員会第7回総会において、市場経済原理の一部導入が決定され<sup>(註3)</sup>、86年のラオス人民革命党第4回大会(以

下、第4回党大会)にて、市場経済化が正式決定された。その過程でカイソーン書記長は、1984年9月11日に開催された閣僚議会拡大会議にて、「经济管理メカニズム修正業務に関する意見」という演説を行った。そのなかで、カイソーン書記長は、中央計画経済は经济管理の基本メカニズムであり、社会主義の基礎原理であるとしつつも、それまでの地方の条件や自主性を考慮しないトップダウンによる計画作成の欠点を指摘し、市場との関係に基づき、地方の実情を考慮し地方が主体となり、基層からボトムアップにより経済計画を作成しなければならないと訴えた [カイソーン 1984]<sup>(註4)</sup>。そして、政治制度改革が始まる1990年代に入ると、ボトムアップによる経済計画の作成という議論は、いかに民意を政策に反映させるかという議論に発展する。

1991年に開催された第5回党大会は、東欧や旧ソ連の民主化に対する警戒感、また、市場経済メカニズムに即した制度構築の必要性から、一党支配体制の維持を前提としながらも、政治制度改革の重要性が強調された大会と評価されている [山田 2005, 41]。同大会の政治報告では、新しい時代の党指導のあり方として、民意を政策に反映させる必要性が以下のように示された。

「新しい時代において、党はすべての階級に対して責任を持っている。(中略) 党の政策路線、すべての級の党委員会の政策は、人民の願望を反映させ、大衆に真の利益をもたらさなければならない。そのためには、政策と計画を公布する前に大衆の意見や考え、心意を事前に把握し研究するという段階を踏まなければならない。すべての階級が意見や考えを言える条件を

形成しなければならない。』[カイソーン 1991, 52]。

つまり、社会主義の危機により、ボトムアップによる経済計画の作成に留まらず、一党支配体制を維持するためにも、民意を政策に反映させるための制度構築が課題となったのである。以降、1996年の第6回党大会、2001年の第7回党大会でも、民意を政策に反映させる必要性が政治報告に明記される<sup>(注5)</sup>。

本稿は、以上の問題意識から、ラオスにおける民意反映メカニズムの実態を明らかにし、民意が政策に反映されているのか否かを考察する試みである。これまで、そのようなメカニズムが存在するのか否か、仮にあるとすればどのように機能しているのかなど、民意反映メカニズムに関してはほとんど明らかになっていない。

具体的には、経済・社会開発年次計画と、サワン・セノー特別経済区開発計画（以下、SEZ計画）の2つの開発計画作成過程を事例に、政策決定過程における民意反映メカニズムの実態を考察する。前者は毎年作成される開発計画であり、後者は土地収用や住民の移住を伴う単発の開発計画である。2つの開発計画の作成過程を比較することで、より実態を明らかにできると考える。

計画作成過程は、政府通達と関係各機関での聞き取り調査により跡付けている。調査は2004年9月から06年11月にかけて行った。経済・社会開発計画については、中央の計画・投資委員会（Committee for Planning and Investment: CPI）とその県・郡出先機関<sup>(注6)</sup>、農林省とその県・郡出先機関を中心に聞き取りを行った。聞き取り相手と調査日時は適宜、論考末尾の（注）に記している。村レベルの調査は、SEZ建設予定

地であるサワンナケート県の7村を含め、全国（北部、中部、南部）17村で行った。調査地の選定は筆者が行った場合と、郡行政が行った場合とあるが、聞き取りは筆者自身が行った。調査村の基礎情報については第Ⅱ節表3を参照されたい。

以下、第Ⅰ節では、ラオスの政策決定過程に関する先行研究を簡単に整理し、第Ⅱ節では、村の組織や村と郡の関係について説明する。第Ⅲ節では、経済・社会開発計画作成過程における民意反映メカニズムの実態を、第Ⅳ節では、SEZ計画作成過程における民意反映メカニズムの実態を、それぞれ検討する。そして最後に、設定した課題を論じることとする。

## I 先行研究の整理

### ——政策決定過程の捉え方

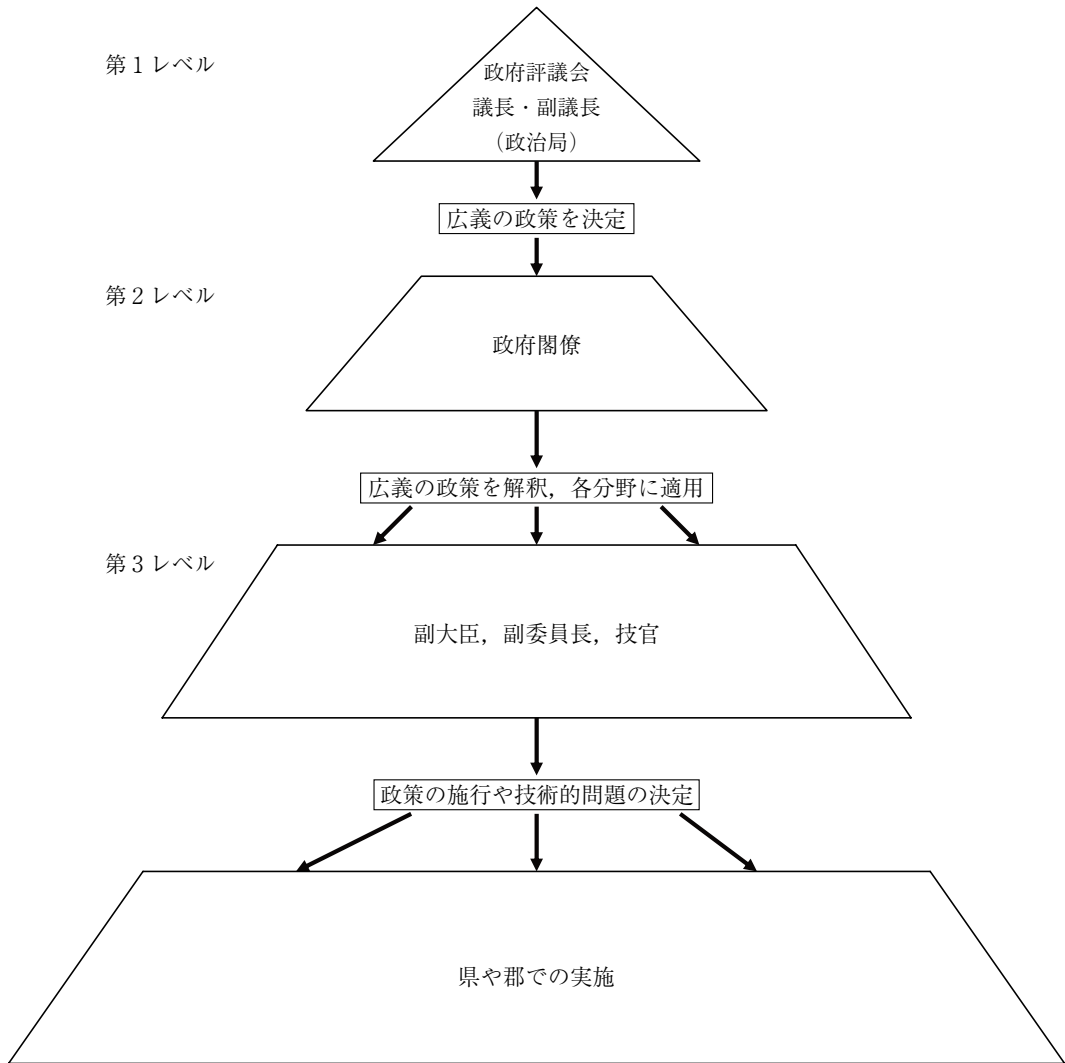
ラオスの政策決定過程に関しては、大きく2つの捉え方がある。党中央による上意下達のプロセスと、トップダウンとボトムアップの双方向による過程である。

#### 1. 上意下達のプロセス

ラオス研究を代表するスチュアート・フォックス（Martin Stuart-Fox）は、1986年の著書のなかで、82年9月の政府再編<sup>(注7)</sup>を機に政府が3つのレベルを形成し、この3つのレベルと政策決定過程が概ね一致すると指摘している [Stuart-Fox 1986, 72-77]。

その過程を示したのが図1である。最上層には、政府評議会<sup>(注8)</sup>議長と副議長で形成される中枢グループ（政治局）が位置し、そこで広義の政策が決定される。その後、各閣僚や国家委員会委員長で形成される第2グループが、最上

図1 1982年の政府再編に伴う政策決定過程



(出所) Stuart-Fox (1986, 72-77) を基に筆者作成。

層の決定を解釈し各分野に適用する。そして、第3の副大臣や副委員長等の下位グループが、政策執行の際の技術的問題に対して決定を行う [Stuart-Fox 1986, 77]。つまり、スチュアート・フォックスは、各段階における政策決定過程をブラックボックスとし、最上層で決定された政策が下級で施行される上意下達の過程を描い

ているのである。そして、この過程において、「閣僚は政府構成員としてではなく党幹部としての立場で行動する」と指摘している [Stuart-Fox 1986, 82]。これは、表1、表2に示したように、当時も現在も閣僚のほとんどが党中央執行委員を兼任しており、政府決定を党中央決定と置き換えることが可能だからである。つま

表1 政府閣僚名簿（1975年）

名 前	政治局	書記局	第2期党中央 執行委員会 (1972年)	政府役職	最高 人民議會
カイソーン・ボムヴィハーン	●	●	●	首相	—
ヌーハック・プームサワン	●	●	●	副首相, 財務大臣	—
スパヌウォン	●	—	●	—	議長
プーミー・ウォンヴィチット	●	—	●	副首相, 教育・スポーツ・宗教問題大臣	—
カムタイ・シーパンドン	●	—	●	副首相, 国防大臣, ラオス人民解放軍最高司令官	—
プーン・シーバースト	●	●	●	副首相, 外務大臣	—
シーソムボーン・ローワンサイ	●	●	●	—	副議長
サリー・ウォンカムサーオ	●	—	●	首相府大臣	—
シーサワート・ケーオープンパン	—	—	●	首相府大臣	—
チャンミー・ドゥアンブッディー	—	—	●	首相府大臣	—
マイチャーントーン・セーンマニー	—	—	●	首相府大臣	—
ソムスーン・カムピトウーン	—	—	●	内務・退役軍人・社会大臣	—
シーサナ・シーサーン	—	—	●	宣伝・情報・文化・観光大臣	—
サナン・スッティチャック	—	—	●	交通・公共事業・運輸大臣	—
スック・ウォンサック	—	—	●	保健大臣	—
ク・スワンナメーティー	—	—	—	司法大臣	—
カムスック・サイニャセーン	—	—	●	農業生産・灌漑大臣	—
マイスック・サイソムペーン	—	—	●	工業・商業大臣	—
カムペーン・ブッパー（女性）	—	—	—	郵便・電気通信大臣	議員
マー・カイカムピトウーン	—	—	●	国家計画委員会委員長	—
ニアヴー・ローバリアヤウ	—	—	●	民族委員会委員長	—
トーンチャン・ウバラワン	—	—	—	国家銀行総裁	—

（出所）全国人民代表者大会文書（1976, 48-55）、山田（2004, 40-41）を基に筆者作成。

り、彼の議論は一党支配体制という政治体制を根柢としている。

その一方で、スチュアート・フォックスは、党中央の決定が全国で統一的に実施されるのではなく、地方が党中央の政策を拡大解釈し、当該地域の実情に合わせて独自に政策を立てるとも指摘している [Stuart-Fox 1986, 82, 84]。したがって、彼は党が広義の政策を決定するという意味で、政策決定過程を「上意下達」と捉えているのである。そして、彼は現在も、「政策は党によって決定され、政府は党の執行機関でしかなく、はじめに党政治局によって決定されなければ指導力を発揮できない」 [Stuart-Fox 2004, 8-9]、と主張する。いずれにしろ、スチ

ュアート・フォックスは、市場経済化以前から現在まで一貫して、政策決定過程を党中央による「上意下達」の過程と捉えているのである。

## 2. トップダウンとボトムアップの過程

Keuleers and Sibounheuang (1999), Adams, Kee and Lin (2001), 瀬戸 (2004) は<sup>(注9)</sup>、経済・社会開発計画作成過程を事例に、計画がトップダウンとボトムアップの双方向で作成されることを示している。

上述のように、ボトムアップによる経済計画の作成は長年議論されてきた。本格的に変更が加えられるのは、1993年5月8日に「部門別管理における方針と原則に関する政治局決議第21号」が公布されてからである。第21号決議は、

表2 政府閣僚名簿（2006年6月）

名前	政治局	書記局	中央執行委員会	政府役職	国会
ブアソン・ブッパーワン	●	—	●	首相	議員
アーサーン・ラーオリ	●	●	●	副首相, 国家検査機構長	—
トーンルン・シースリット	●	—	●	副首相, 外務大臣	議員
ドゥアンチャイ・ピット	●	●	●	副首相, 国防大臣	—
ソムサワート・レンサワット	●	—	●	副首相, 政府常任	—
トーンバン・セーンアーポーン	—	●	●	公安大臣	—
オンチャン・タムマウォン(女性)	—	—	●	労働・社会福祉大臣	—
チャンシー・ポーシーカム	—	—	●	財務大臣	—
ムーンケーオ・オーラブーン	—	—	●	情報・文化大臣	—
チャルーン・イアパーオフ	—	—	●	司法大臣	—
スリウォン・ダーラーウォン	—	—	●	計画・投資委員会委員長	—
ブンベン・ムーンポーサイ(女性)	—	—	●	首相府大臣, 行政・公務員管理庁長官	—
スバン・サリッティラート	—	—	●	大臣, 国家主席府長	—
ボンメーク・ダーラーローイ	—	—	●	保健大臣	—
ソムコット・マンノーメーク	—	—	●	教育大臣	—
ナム・ウィニャケート	—	—	●	工業・商業大臣	議員
チューアン・ソムブーンカン	—	—	●	首相府大臣, 政府官房長官	—
ポーサーイカム・ウォンダーラー	—	—	●	エネルギー・鉱業大臣	議員
ソムマート・ボンセナー	—	—	●	通信・運輸・郵便・建設大臣	—
オンヌーア・ポムマチャン	—	—	—	首相府大臣	議員
カムウアン・ブッパー	—	—	—	首相府大臣	—
ブンティアム・ピットサマイ	—	—	—	首相府大臣, 科学・技術・環境機構長	議員
サイセンリー・テンブリアチュー	—	—	—	首相府大臣	—
ソムボン・モンコンヴィライ	—	—	—	首相府大臣, 国家観光機構長	—
ブアシー・ローワンサイ	—	—	—	首相府大臣	—
カムルアット・シットラーコーン	—	—	—	大臣, 国家メコン川委員会委員長	—
シーターヘン・ラーサボン	—	—	—	農林大臣	—
プーベット・カムブーンウォン	—	—	—	ラオス銀行総裁	—

(出所) ラオス人民革命党第8回大会文書 (2006), *pasaason*, 2006年5月3日, 4日, 8日, 6月9日付, *Pathet Lao*, 2006年5月4日, 5日付を基に筆者作成。

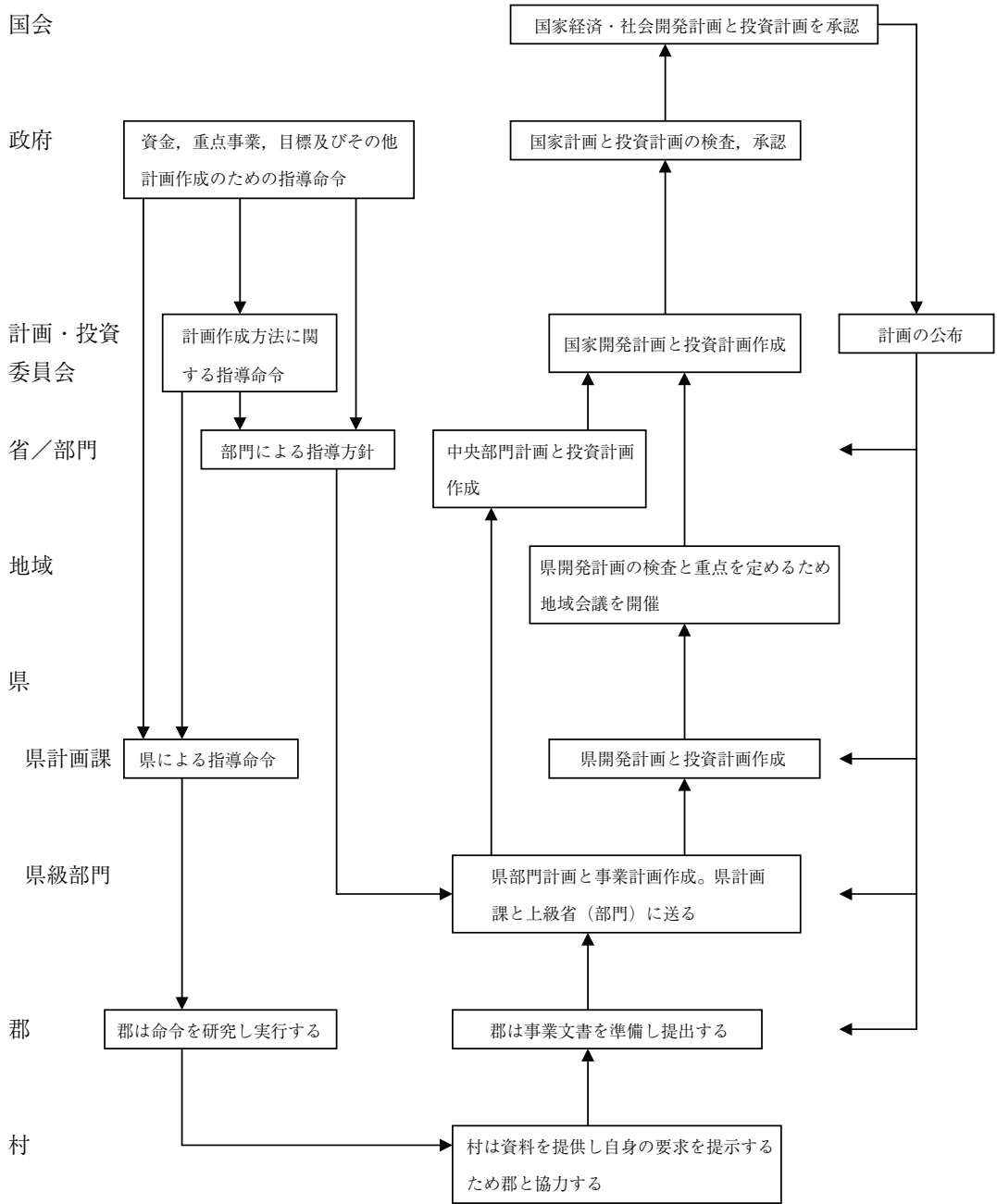
中央省庁, 地方党委員会, 地方行政体の役割と責任を規定した文書であり, 計画作成過程について次のように定めている。

地方の各部門が各自の計画を詳細に作成し, 県官房がそれらを県計画にまとめる。各部門は党委員会と地方行政体の同意を得た後に, 計画を上級(中央の省庁)に送付する。そして, 中央省庁は自身の地方出先機関の計画に基づいて全国計画をまとめる [ラオス人民革命党中央政治

局 1993]。つまり, 1975年以降初めて, 全国統一的なボトムアップによる計画作成過程の指針が示されたのである<sup>(註10)</sup>。そして, 1997年にはCPIによりマニュアルの作成が開始され, より具体的な過程が示された。3つの先行研究はともに, このマニュアルに依拠し経済・社会開発計画作成過程を描いている<sup>(註11)</sup>。

図2はCPIマニュアルで示された過程である。まず, 首相が戦略や優先業務を記した指導命令

図2 経済・社会開発年次計画作成過程



(出所) 国家計画委員会 (1997; 1999), 瀬戸 (2004, 95) を基に筆者作成。



を各大臣と県知事（首都ヴィエンチャン知事を含む）に公布し、その後、CPIが計画作成方法の詳細に関する指導命令を公布する。指導命令は県知事を通じて県の各部門（省の県出先機関）に送られ、県各部門は各省の方針や県の状況などを考慮し自らの計画を作成する。

一方、村や郡は自らのニーズや公共投資プロジェクト案を文書にまとめ県に提出する。県計画・投資課（以下、県計画課）は各部門と村や郡の計画を県計画案にまとめる。その後、優先プロジェクトを決めるための県会議が開催され、計画は県知事が内容を検査した後にCPIに送られる。CPIは、各部門（省）と公共投資の優先プロジェクトについて協議するとともに、地域ごとの会議を開催し県計画を協議する。そして、部門と地方の計画を年次計画案にまとめ、国会に提出し承認を受ける〔国家計画委員会 1997；1999, 瀬戸 2004, 80-81〕。つまり、経済・社会開発計画は、トップダウンとボトムアップにより作成されるようになったのである〔Keuleers and Sibounheang 1999, 214-215〕。

このマニュアルでは上述の過程とは別に、計画作成過程への住民参加について一章を設けている。ここでいう住民参加とは、村における情報収集と住民との意見交換、データ分析により分類した問題の解決方法を、村人とともに考え定めることである〔国家計画委員会1999, 44〕。このように、1990年代後半には、民意を政策に反映させるための具体的な取り組みが始まった。

しかし、以上に取り上げた3つの先行研究は、瀬戸（2004）を除いて実態調査を行っておらず、マニュアルで示された過程をそのまま記したに過ぎない。瀬戸（2004）は、ヴィエンチャン県計画課での聞き取りにより、各級における計画

作成の時期や県党常務委員会のかかわりなど、より詳細を明らかにした。しかし、実際に村レベルで住民参加により計画が作成され、民意が郡や県計画に反映されているかどうかはわからない。「はじめに」で指摘したように、民意反映メカニズムの実態については、これまでほとんど明らかになっていないのである。

## II 村の組織、村と郡の関係

### 1. 村の組織

憲法第75条は、ラオスの地方行政級を県、郡、村の3級に分けている〔ラオス人民民主共和国憲法 2003〕。つまり、村は末端の行政級である。2005年の統計によると、ラオスには16県、1首都、1特別区<sup>(注12)</sup>の県級に、141郡、1万552の村がある。1村当たりの平均世帯数は91世帯であるが、首都ヴィエンチャンの253世帯から北部ポンサーリー県の49世帯と幅広い〔計画・投資委員会国家統計所 2005, 19-20〕。

図3は一般的な村の組織構造である。基本的には村人の直接選挙で選出される村長1人、村長の提案により郡長から任命される副村長2人（経済と社会・文化担当）で形成される村委員会が、村内の行政事務を行っている<sup>(注13)</sup>。村委員会とは村の事務のすべてを司り、定期／不定期に会議を開催し村内行政について話し合う機関である。一般的に村委員会は村長と副村長により構成されるが、村によっては女性同盟や青年同盟などの大衆組織の長、また、自警団や防衛団の代表を含めて村委員会と呼ぶところもある<sup>(注14)</sup>。

村委員会を補助するのは、各大衆組織、長老などで形成されるネーオホームと呼ばれる組織、

そして、財務担当、税務担当、農業担当等の各分野担当者である<sup>(注15)</sup>。通常、これらの分野担当者は村内のデータ収集を行い、郡の担当事務所に直接報告するか、または、村長を通じて報告する。経済担当の副村長や村委員会が直接データ収集を行う場合もある。

例えば、サワンナケート県カイソン・ポムヴィハーン郡ナーケー村では、村長自身が各家庭を訪問し、家畜飼育数や種類などのデータ収集を行い郡に報告している<sup>(注16)</sup>。

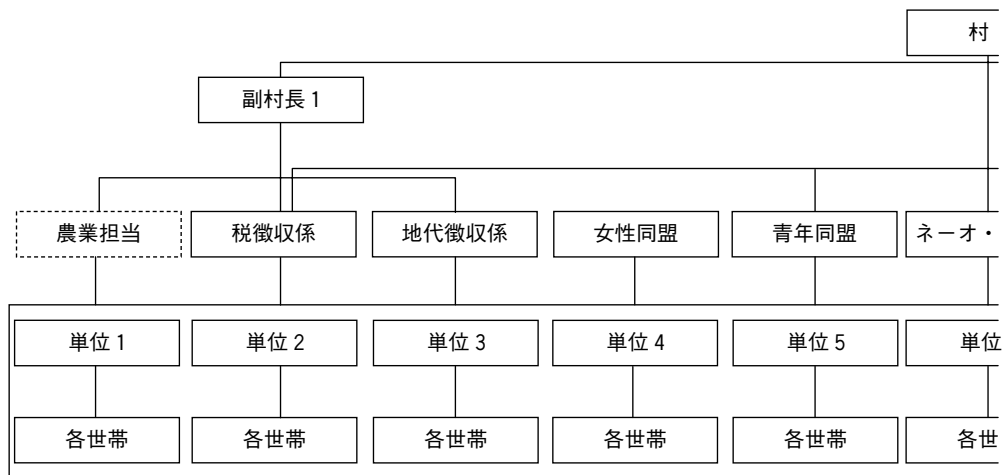
各世帯は単位に分けられており、村や上級の通達などは村の全体会議で伝達されるか、もしくは、単位長を通じて各世帯の代表に知らされる。例えば、国会選挙時に配布する有権者への証明書（有権者はその証明書を持って投票所で投票用紙と引き換える）は、単位長によって各世帯に配布されている<sup>(注17)</sup>。

また、村には紛争調停委員会が設置され、当事者間の調停を行っている。村によって構成員

は異なるが、一般的には村委員会の他、ネーオホーム、青年同盟、女性同盟等の大衆組織代表により構成されている。場所によっては、自警団代表が委員となっている村、村長が委員になっていない村、また、ネーオホームが紛争調停委員会を兼ねている村などもある<sup>(注18)</sup>。

その他、党の末端組織として党単位がおかれている村もある。党規約第13条は、3人以上の党員がいるところでは党単位を形成できると定めている [ラオス人民革命党 2001]<sup>(注19)</sup>。したがって、村内に十分な数の党員がいる場合には、村は独自の党単位を形成できる。一方で、党員数が少ない村は隣村と合同で党単位を形成し<sup>(注20)</sup>、また、党員がいないため党単位を設置していない村もある<sup>(注21)</sup>。党単位の役割は、党の路線や政策に関して村委員会を指導することである。したがって、党単位は村レベルにおける最高権力機関と位置づけられるが、実際は、村委員会が主体となり村内行政を行ってい

図3 一般的な



(注) ←は指導、農業担当は村によって設置されている担当を示しているが、ここに記した以外にも(出所)聞き取りを基に筆者作成。

る<sup>(注22)</sup>。

調査を行った村の組織構成や基礎情報は表3にまとめたので参照されたい。

## 2. 村と郡の関係

村が最も密接にかかわる上級とは、ひとつ上の行政級の郡である。しかし、郡と村の関係は考えられているほど密接なものではなく、事務的な関係でしかない。

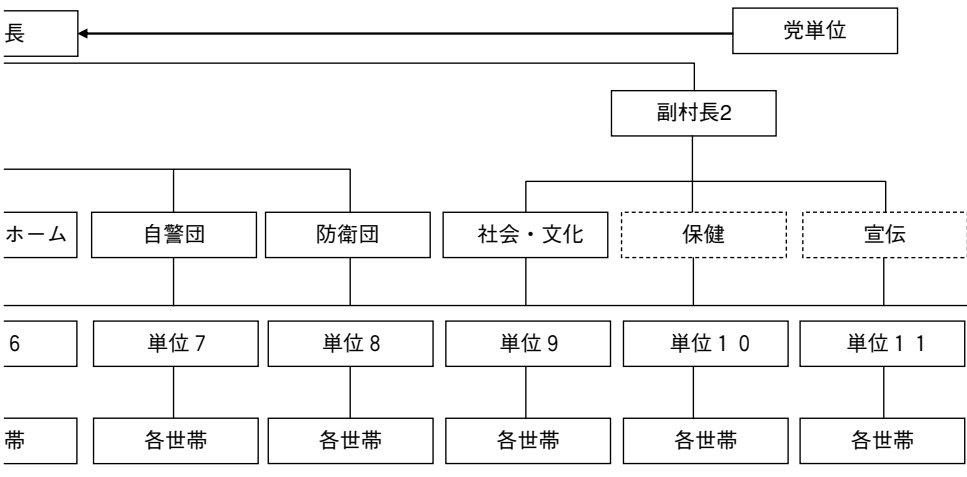
調査を行った村のほとんどが、定期／不定期に郡との事務連絡会議を開催している。定期会議の開催頻度は場所によって異なっており、月1回のところもあれば、3カ月に1回のところもある。不定期会議は、郡が必要に応じて村の代表を招集する。事務連絡会議では、上級（中央や県）の通達や郡通達の伝達、中央で施行された法律の普及などトップダウンの議題と、村の状況報告などボトムアップの議題が話し合われる。もちろん、郡との事務連絡会議にて、村が郡に対して要望や意見を述べることは可能で

ある。しかし、小学校建設などの特定の要望は、郡担当部門に別経路で直接伝えられることが多い（次項3.を参照）。つまり、郡との事務連絡会議は、文字どおり事務的な連絡を伝えるための会議でしかなく、村の意見を政策に反映させる経路として機能しているとは言い難い。

調査を行ったいくつかの村では、郡行政と村民が直接意見交換を行っているところがあった。例えば、シェンクアン県パーク郡ポーンサワンタイ村では、2004年に郡長や副郡長が3回村を訪問し、村民と直接意見交換を行った。その際、村民は郡指導層に対し、電気、水道、道路など基礎インフラ整備を行うよう要望を伝えている<sup>(注23)</sup>。

一方、チャンパーサク県パークサー郡ポーンサワン村のように、これまで一度も村民と郡指導層が意見交換を行っていない村もある<sup>(注24)</sup>。つまり、郡行政と住民の直接対話は制度化されているわけではなく、また、定期的にも実施され

村の組織構造



さまざまな担当がおかれている場合がある。また、1単位ごとの世帯数は各村によって異なっている。

表3 調査村における組織構成と基礎情報

調査実施村	基礎情報													村委員会会議	村全体会議
	村長任期(年数)	村長と党単位書記が同一人物	副村長人数(人)	党員数(人)	村独自の党単位を形成	近隣村と党単位を形成	女性同盟	青年団	労働連盟	ネーオ・ホーム	自警団	防衛団	経済・社会開発計画の作成		
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ラッタナランシーカーン村	3	×	2	3	×	●	●	●	×	●	●	●	×	週1回	月1回
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ナーケー村	2	×	2	3	×	●	●	●	×	●	●	●	▲	不定期	不定期
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ターウドム村	2-4	×	2	3	×	●	●	●	×	●	●	●	×	不定期	不定期
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡フアムアーンヌア村	3	—	2	—	×	●	●	●	×	●	●	●	×	月1回	月1回
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ノードウン村	3	×	2	7	×	●	●	●	×	●	●	●	×	週1回	不定期
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ウドムヴィライ村	—	—	2	—	—	—	●	●	×	●	●	●	×	不定期	不定期
サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡ボンサワンヌア村	—	—	2	—	—	—	●	●	×	●	●	●	×	—	不定期
サワンナケート県ウトゥムボン郡サイニヤムクン村	—	—	2	—	—	—	●	●	×	●	●	●	×	不定期	不定期
サワンナケート県セーボン郡セーボン村	3	×	2	—	×	●	●	●	×	●	●	●	×	月1回	不定期
ルアンナムター県ルアンナムター郡ナムトゥン村	3	●	2	13	●	×	●	●	×	●	●	●	×	不定期	不定期
ルアンナムター県ルアンナムター郡ナムゲーン村	3	×	2	22	●	×	●	●	×	●	●	●	×	不定期	—
ルアンナムター県シン郡ウドムシン村	2	×	1	0	×	×	●	●	×	●	●	●	×	不定期	不定期
チャンパーサック県パークセー郡ボンサワン村	2	×	2	7	●	×	●	●	×	●	●	●	×	—	3カ月に1回
シェンクアン県ベーク郡ボンサワンカーン村	2	—	2	—	—	—	●	●	×	●	—	—	×	月1回	3カ月に1回
シェンクアン県ベーク郡ボンサワンタイ村	3-4	●	2	75	●	×	●	●	×	●	●	●	—	3カ月に1回	3カ月に1回
ルアンパバーン県ルアンパバーン郡ウイスン村	3	—	2	12	●	×	●	●	×	●	●	●	×	3カ月に1回	3カ月に1回
アッタプー県サマッキーサイ郡ムアンマイ村	—	●	2	18	●	×	●	●	×	●	●	●	×	月1回	3カ月に1回

(注) ▲は年によって作成する場合を表す。

(出所) 聞き取りを基に筆者作成。

ているわけでもない。

郡長や副郡長などの指導層以外にも、郡の部門職員が村を訪問することがある。詳細は後述するが、郡農林部門や計画部門など、郡の各部門が計画作成やデータ収集の目的で村を訪問している。その際、村民から意見聴取を行うこともあるが、ほとんどの場合は村委員会や村内の担当者からのデータ収集に限られている。

以上から、村と郡の関係は、会議やデータ収集を通じた事務的な関係でしかなく、上級と下級という行政的関係を超えるものでないことがわかる。

### 3. 村における合意形成と郡への伝達経路

定期／不定期に開催される村の全体会議には、村委員会や各組織の他、一般的には各世帯の代表者が参加する。会議では、主に上級の命令や通達の紹介など、郡との事務連絡会議に関する内容を報告し、また、村内の問題などについて話し合っている。

例えば、筆者が実際にみる事ができたシェンクアン県パーク郡ポーンサワンカーン村の会議（2004年9月9日）では、政府が施行した法律の説明や普及、伝染病への注意喚起の他、交通事故や窃盗の多発など村内の問題について話し合っていた。2004年9月15日のチャンパーサク県パークセー郡ポーンサワン村の会議でも、施行された法律の普及や村内の問題について協議しており、内容はシェンクアン県の会議とほぼ同じであった。両会議では、参加者が自由に質問や意見を述べ、村長がそれに答えるという形式が取られていた。

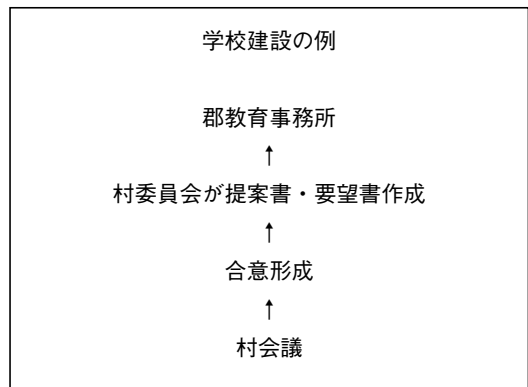
村内の合意形成は、一般的にこの全体会議で行われることが多い。自身の要求や要望を、村民が直接郡行政や村長に伝えることもあるが、

通常は会議にて村民が意見や要望を出し、全体で討議し合意を形成する。会議で承認された要望は、村の正式な提案、または、要望として文書にて郡関連部門に提出される。したがって、村レベルでは住民が政策決定過程に直接参加することで、民意を政策に反映させることができるのである。

例えば、全体会議で小学校建設が提案され、村の正式な要望として合意した場合、村委員会が小学校建設に関する提案書や要望書を作成し、郡教育事務所へ提出する<sup>(注25)</sup>。その過程を表したのが図4である。つまり、上述の郡行政との事務連絡会議以外に、村は要望や提案を郡に伝達する経路を確保している。しかし、その提案が郡で承認され、実施されることは予算不足を理由にほとんどないという。

ここで確認しておく必要があるのは、村レベルの住民参加は決して市場経済化後の現象ではないということである。1980年代初頭、農業合作社に関する調査を行ったエバンスは、村は国家からある程度「独立」した単位であったとした上で、村には土地を所有するエリートと、

図4 村から郡への要求伝達経路



(出所) 聞き取りを基に筆者作成。

土地を所有しない者、または、貧農との間で階層化があるとしつつも、ほとんどの村民は村の政策決定過程に参加する権利を持っていると指摘している [Evans 1990, 189]。そして、ラオスの「村落民主主義」について指摘した1977年のテイラー論文を引用し、村内の決定過程は投票ではなく、村の全メンバーが参加し、反対意見や提案なども表明される議論によって合意を形成するとしている [Evans 1990, 189] (注26)。

以上からは、村レベルでは意思決定に民意が反映され、決定された政策が郡に伝達される経路が確立していることがわかる。では、上級の郡や県、または、国家との関係において、民意は政策に反映されているのだろうか。以下では2つの開発計画作成過程を事例に検討する。

### Ⅲ 経済・社会開発年次計画作成過程

#### 1. 首相令第135号による規定

経済・社会開発計画作成過程に関しては、CPIの計画作成マニュアルの他に、「経済・社会開発計画作成と管理に関する首相令第135号」が規定している [首相 2002c]。

マニュアルや首相令第135号によると、経済・社会開発年次計画とは、開発マスタープランや5カ年計画などの中長期計画が定めた方針を、年度ごとに詳細にした短期計画と位置づけられている。そして、開発計画は、国家計画、部門と中央機関開発計画、地域開発計画、県・特別市・特別区開発計画、郡計画、村計画と、各行政級や機関の計画に分けられている (首相令第135号第4条) (注27)。つまり、末端の村から開発計画が作成され、各行政級を上り、最終的に地方行政体の計画と省庁などの部門計画をまとめ、

国家経済・社会開発年次計画を作成するのである。

首相令第135号第3条第3項は、計画作成の原則として、「部門と地方の開発計画の作成と管理は基層から始まり、人民の参加という原則に従って、すべての関係各機関が融和的に協力することを保障しなければならない」と定めている。そして、第6条第6項は、「人民と各経済部門は計画の作成と執行に参加する」と規定している。経済・社会開発計画作成過程への住民参加は、法規で正式に規定された過程なのである。

全体の計画作成過程は図2で示したとおりである。つまり、住民参加により作成された村レベルの計画が郡に提出され、郡計画が作成されることになる。しかし、実際の計画は、マニュアルと首相令第135号で規定された以上に多数のアクターが参加し、複雑な過程を辿っている。以下では、計画作成過程への村と住民のかかわりという観点から、郡と村の過程に焦点を絞り、実際の計画作成過程をみることにする。

#### 2. 経済・社会開発計画作成に関する通達過程

上述のように、計画作成は政府通達の公布からはじまる。通達には、首相命令とCPI指導命令の2種類あるが、具体的な指示はCPIが行う。

2005年6月6日、「2005/2006年度経済・社会開発計画作成に関する指導書第553号」が、CPIから各大臣、省・省と同格機関の長、各県・首都知事、サイソンプーン特別区長に対して公布された。通達は、GDP成長率を7.0~7.2パーセント、国内歳入を前年度比18~19パーセント増、政府公共投資はODAプロジェクトや貧困削減プロジェクトを優先に総額を前年度比10パ

ーセント増とする等、計画作成の詳細を規定している。そして、各県は計画を6月10日までにCPIと各部門に送付し、各部門は6月15日までに計画をCPIに提出するよう定めている〔計画・投資委員会 2005〕。

中央の通達を受け取った県では、一般的に県計画課が県の通達を作成し、県各部門と郡に送付する。郡も同様に郡計画・総括事務所（以下、郡計画事務所）が郡通達を作成し、郡各部門に送付する。しかし通達には、特に県や郡の独自の政策や目標が記されるわけではない。また、通常は、中央が定めた期日に間に合うよう県や郡での計画作成期日が設定されるが、必ずしもそうでない場合もある。

例えば、ヴィエンチャン県では、2005/06年度経済・社会開発計画作成に関して、県計画課通達第24号が、中央通達公布日より早い2005年5月25日に県各部門や郡に対して公布された〔ヴィエンチャン県計画・投資課 2005〕。ほとんどの県は、中央通達受領後に県通達を公布するが、ヴィエンチャン県のように中央通達公布前に県通達を公布するところもある<sup>(注28)</sup>。県計画課によると、中央通達よりも早く県通達を公布するのは、前もって計画の作成を準備するためである。したがって、中央通達受領後に、あらかじめ準備してあった計画案を通達の内容に沿って修正するという<sup>(注29)</sup>。通達第24号では、県計画課への計画提出期限を6月15日と定めている。

一方、県通達を受領したヴィエンチャン県ポーンホン郡は、6月2日、郡計画事務所が郡各部門に対して通達第53号を公布した〔ポーンホン郡計画・総括事務所 2005〕。計画提出期限は6月10日と定められている。

このように、計画提出期限や通達公布日等、中央と地方の通達内容の整合性がとれていない場合もあるが、中央から県、県から郡へとトップダウンで計画作成に関する通達が公布される。しかし、中央、県、郡のどの通達公布先にも村は含まれていない。このことはヴィエンチャン県を含め、13県・首都、10郡で確認している<sup>(注30)</sup>。

一方、県各部門も計画作成に関する通達を公布する。例えば、ヴィエンチャン県農林課は2006/07年度計画に関して、2006年4月7日付の県計画課通達第121号を受けて〔ヴィエンチャン県計画・投資課 2006〕、4月21日に通達第1043号を県関係各機関と郡農林促進事務所に公布した。農林課通達は、県計画課の通達内容をそのまま記載しており、特に農業に関する指示は出されていない〔ヴィエンチャン県農林課 2006〕。

県農林課通達を受け取ったポーンホン郡農林促進事務所は、通達内容を所内の各班に伝達するのみであり、特に通達は公布しない<sup>(注31)</sup>。計画課通達と同様に、部門通達も村には公布されないのである。このことは、ポーンホン郡を含め9郡の農林部門で確認している<sup>(注32)</sup>。

つまり、首相令第135号が、計画作成は村から始まると規定しているにもかかわらず、実際は、村には計画作成に関する政府通達が公布されない。また、労働人口の約80パーセントが農業に従事し<sup>(注33)</sup>、最も行政と住民の関係が深いと考えられる農業部門においてすら、計画作成に関する通達を村に公布していない。では、村はどのように経済・社会開発計画を作成するのだろうか。

### 3. 村の過程

そもそも、CPIマニュアルと首相令第135号が、村レベルの経済・社会開発計画作成を規定

しているにもかかわらず、聞き取りを行ったほとんどの村で計画自体作成されていなかった(表3参照)。つまり、上述の通達過程が示すように、通達が公布される郡までが実質的な計画作成対象とすることができる。村レベルの計画が作成されないとすれば、村の意見や要望はどのように国家経済・社会開発計画に反映されるのだろうか。村の意見が反映されるとすれば、当然、ひとつ上の行政級の郡計画である。

上述のように、CPIの計画作成マニュアルは、住民参加による計画作成について明記している。しかし、筆者が調査を行った村で、マニュアルどおりに計画作成が行われているところはなかった。郡各部門は、県部門からの通達と郡計画事務所通達を受領後、一般的には村レベルのデータに依拠しながら計画を作成する。村内におけるデータ収集についてはすでに述べたとおりであり、村委員会や各担当者が収集し郡に報告している。

一方で、郡の部門職員が直接村にデータ収集や聞き取りに行く場合もある。例えば、ルアンナムター県ルアンナムター郡ナムゲーン村では、年2回の農繁期に郡農林促進事務所職員が村で直接データ収集を行っている。また、郡計画事務所職員も年に数回村を訪問し、村長と計画について話し合っている<sup>(注34)</sup>。その際、村長は学校建設や上水の整備など村の要望を伝える。サーラワン県サーラワン郡やポリカムサイ県パークサン郡農林促進事務所など、村でのデータ収集の際に住民に聞き取りを行っているところもある<sup>(注35)</sup>。

しかし、すべての村が調査やデータ収集対象になっているわけではなく、開発優先地域など特定の村を対象とし、都市近郊の村に限られる

場合が多い。これは、予算が限られているため、すべての村で調査を行うことが難しく、また、インフラの未整備により遠隔地域への訪問自体が困難なためである<sup>(注36)</sup>。したがって、ほとんどの村は、郡経済・社会開発計画作成過程には、データ・情報提供という間接的な形でしか「参加」していない。そして、すべての村が同じような機会を得ているわけでもない。実際の計画作成過程では、マニュアルで規定されたような「住民参加型」の計画作成はほとんど行われていないのである。つまり、村レベルの計画が作成されず、かつ、郡計画作成過程でも民意が吸収されないため、経済・社会開発計画には民意がほとんど反映されていないと判断できる。

#### 4. 原因分析

なぜ村では計画すら作成されず、民意が上級の政策に反映されないのだろうか。3つの制度的理由が考えられる。

第1は、計画の対象範囲である。2000年3月に公布された「県を戦略単位、郡を計画・予算単位、村を執行の基礎単位として建設することに関する首相指導命令第01号」は、その名のとおり村を計画執行単位と位置づけている[首相2000]。

一方で、指導命令第01号は、村は各家庭の生産計画を基に開発計画を作成するとも規定している。そして、指導命令第01号の施行細則であるCPI指導書第128号は<sup>(注37)</sup>、計画執行のための予算は各家庭や村自身が賄うとしている[計画・投資委員会2000]。つまり、国家経済・社会開発計画と、生産計画を主とした村の開発計画は「別もの」であり、国家経済・社会開発計画は通達過程で示したように、実質的に郡までを対象としているのである。したがって、経済・



社会開発計画作成の際、県や郡が村を考慮する必要はほとんどない。

また、郡行政予算は県から配分されるが、村に予算は配分されない。1人当たりGDPが約522ドル（2005/06年度）であることを考慮すれば、ほとんどの村は計画を作成し自ら実施する財政手段を持っていないことになる。そのため、村で計画を作成すること自体ほとんど意味がないのである。

第2は、県と郡の関係である。地方で実施される公共事業の多くは、県や中央省庁が独自に立案し自らの管理下で実施する場合が多い。郡が管理するプロジェクトは少なく、まして村が管理する公共事業はない。公共投資管理について定めた首相令第58号は、事業額に基づいて計画を第1種（500万ドル以上）、第2種（50万ドル以上）、第3種（50万ドル以下）に分類している（第5条）。公共投資計画は最終的に国会承認を必要とするが（第6条）、事業の計画化に関する承認権を第1種は首相、第2種はCPI委員長、第3種は大臣と県・首都知事にそれぞれ付与している（第9条）。郡については、第10条第6項が、県の優先計画にしたがって事業計画を立て、県の許可の基に計画を作成すると定めている〔首相 2002b〕。ただ、実際は県が郡の意向を無視し勝手に計画を作成することが多い。

例えば、ルアンナムター県ルアンナムター郡郡長は、「県がどの事業を認可したか郡に知らせることなく実施するため、郡が計画を立てても意味がない」と述べている。また、カムアン県ターケー郡計画事務所は、「郡の役割はほとんどなく、県が勝手に計画を作成する」と指摘している<sup>(注38)</sup>。

一方の県も、郡の意向を考慮しないことを認

めている。アツプー県農林課は、郡計画の作成が遅いという理由で、「郡計画を待たずに計画を作成することもある」と述べている<sup>(注39)</sup>。つまり、県の権限が強くと、県が郡の意向を考慮せず計画を作成することが多いため、郡計画の作成すらほとんど意味を持たないのである。したがって、郡レベルで村の意見を計画に反映させようというインセンティブが高まるとは考えにくい。

第3は、住民にも積極的な姿勢がないことである。上でみたように、村は経済・社会開発計画作成過程とは別に、（実施されるかどうかは別として）郡行政に対して意見や要望を伝達するルートを確認している。したがって、経済・社会開発計画に自分達の意見を反映させる必要性を感じていないと考えられる。

そもそも経済・社会開発計画に民意を反映させる必要はあるのだろうか。住民のニーズに基づいた開発計画や公共事業計画の立案、実施は重要である。しかし、計画に住民の意見を幅広く反映させることは、効率的な国家開発という観点とは相反する。つまり、国家と住民の双方にとって、経済・社会開発計画に民意を反映させる必要性は、実はそれほど高くないと考えられる。

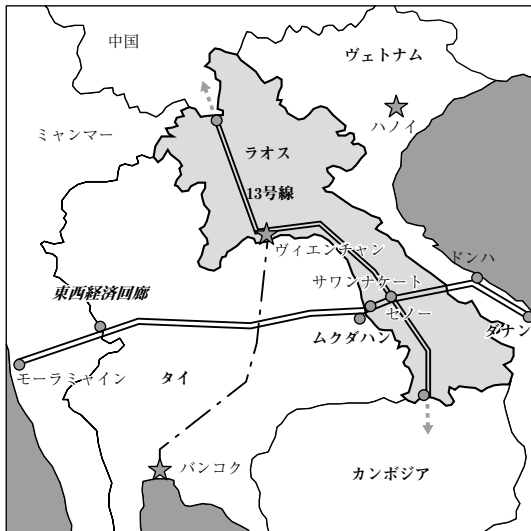
では、毎年作成されるルーティン計画ではなく、土地収用など住民に直接影響を及ぼす単発の開発計画ではどうだろうか。次節では、SEZ計画作成過程における民意反映メカニズムの実態を検討する。

#### IV SEZ計画作成過程

##### 1. SEZ計画の概要

ラオス初のSEZは、ラオス中部のサワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡<sup>(注40)</sup>と、ウトゥムポーン郡セノーへの建設が予定されている（地図参照）。この地域が選ばれた理由は、南北を結ぶ国道13号線と、ミャンマーのモーラミヤインからヴェトナムのダナンを結ぶ東西経済回廊（ラオスは国道9号線）が交差する場所に位置しているためである。2006年12月にはメコン第二友好橋が開通し、東西経済回廊の完成も間近となった。内陸国で人口が600万人に満たない小国ラオスにとって、隣国や地域経済と結びついた経済開発は重要な課題である。つまり、SEZ計画は、東西経済回廊や橋の経済効果を高め、地域と結びついた経済開発を実現するための計画といえる。

地図



(出所) 鈴木・ケオラ (2005, 253)

計画は2つのサイト建設を予定している。カイソーン・ポムヴィハーン郡のサイトA（約300ヘクタール）と、ウトゥムポーン郡セノーのサイトB（約20ヘクタール）である。カイソーン・ポムヴィハーン郡は県の政治・経済の中心地であり、メコン第二友好橋のたもとに位置する。一方、ウトゥムポーン郡は、カイソーン・ポムヴィハーン郡の中心地から東に28キロメートルのところであり、国道9号線と南北を結ぶ国道13号線が交差する場所にある。

計画によると、SEZは主に輸出加工区、自由貿易区、特惠サービス・物流センターの3つの機能を備え、サイトAには工業地区、ホテル地区、マーケティング・センター、住居等を建設し、サイトBには工業地区、カーゴ・ターミナル、倉庫、特区管理事務所の建設が予定されている。

そもそもSEZ計画は、1992年のアジア開発銀行による大メコン圏（GMS）経済協力プログラムに端を発する。1990年代中頃からは、日本・ASEAN経済閣僚会議下部組織であるカンボジア、ラオス、ミャンマー産業協力ワーキンググループ（CLM-WG）などで討議され、国際協力機構（JICA）による調査も行われた<sup>(注41)</sup>。

2000年3月、CPIとJICAは、サワンナケート特別経済区開発計画に関する業務範囲合意文書に署名し、6月から両国の合同チームによる本格調査が始まった。そして、2001年2月、マスタープランが作成されラオス政府に提出されたのである。

その後、CPIは、2001年10月の第4期第8回国会にて、SEZ法案を提出した [pasaason, 2001年10月9日付]。この法案は、サワンナケート県のSEZに限定したのではなく、将来を見据え、

ラオス全土のSEZに適用される内容となっていた。詳細は省くが、国会はSEZ建設の必要性は認めたものの、管理体制や政府の資金不足問題、また、外国人に対する優遇策への不満などから法案を可決せず、審議継続としたのである [pasaason, 2001年10月10日付]。

しかし、2002年1月21日、「サワン・セノー特別経済区に関する首相令第02号」が公布され、SEZ建設が正式に決定された [首相 2002a]。つまり、政府は、サワンナケート県におけるSEZ建設が、経済発展にとって必要不可欠と判断し、国会承認を必要としない首相令という形で計画を進めたのである。そして、2003年9月29日には、「サワン・セノー特別経済区に関する首相令第148号」が公布され、全体政策が示された [首相府 2003]。また、首相令第148号では、首相令第02号公布後に設立されたサワン・セノー特別経済区執行委員会 (SEZA) の組織、業務内容も規定された。これ以降、SEZAを中心にSEZ建設計画が進められたのである。

## 2. 土地収用・住民移住政策決定過程

SEZ建設により直接影響を受ける村は7村ある。サイトAはカイソーン・ポムヴィハーン郡の6村、ノンドゥーン村、ウドムヴィライ村、ポンサワンヌーア村、フームーアンヌーア村、ナーケー村、ターウドム村 (現在はナーケー村と統合)、サイトBはウトゥムポン郡サイニャムクン村である。これらの村の全住民が土地収用・移住対象になっているわけではない。影響を受けるのは、7村の全人口1万2922人、2124の家屋のうち、土地所有者315人、146 (サイトA143, サイトB3) の家屋、米倉等210 (サイトA192, サイトB18) の家屋以外の建造物である [SEZA 2005] <sup>(注42)</sup>。

土地収用・移住問題に関しては、2002年7月29日、サワンナケート県知事通達第489号が公布され、問題を話し合う専門委員会としてサワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会 (以下、土地収用・人民移住委員会) が設立された [SEZA 2005]。委員長には建設予定地であるカイソーン・ポムヴィハーン郡副郡長、副委員長に同じく建設予定地であるウトゥムポン郡副郡長を任命し、委員は県土地事務所、県国有資産管理事務所、県財務課、県都市開発事務所、県労働・社会福祉課、SEZA代表により構成された [SEZA 2003, 1]。委員会に村の代表は含まれていない。

その後、SEZAから委託された企業が土地や家屋の測量調査を行った [SEZA 2003, 2]。2002年12月4日には、SEZAと県土地事務所の間でSEZ内土地区画と建造物の測量、データ収集を行うための覚書 (SEZA第067号) が結ばれ [サワンナケート県土地事務所 2003]、県土地事務所による調査も行われた。調査は2003年4月に終了し、家屋数や土地面積などの確定とともに、土地所有者の氏名と住所を記した詳細なリストが作成された。建物の建設資材も特定している。

調査前の2003年1月16日、SEZ建設予定地内における建物の建設、および、家屋と土地の売買禁止に関して、「土地収用・人民移住委員会通達第18号」が公布された。これは、土地や家屋の収用や補償に伴う調査、査定のための措置であり、建設中の家屋の建設中止も含まれている。そして、通達事項を守らない場合は、収用や移住に関する補償に責任を持たないと定めた [サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会 2003a]。

測量作業が終了した4月25日から約1カ月間、

土地収用・人民移住委員会は3回の会議を開催し、補償方法の基本方針を決定した。この間、2003年5月21日には、トーンロン副首相兼CPI委員長がサワンナケート県を訪問し、政府負担を減らすため、県行政と協力して代替地を探すようSEZAに指示を出している [サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会 2003b]。つまり、政府は当時から、政府負担を軽減させるために代替地の提供による補償を考えていたのである。

2003年5月27日付の「SEZにおける土地収用業務進捗報告書」によると、建物査定については、財務省が定めた土地価格表と、通信・運輸・郵便・建設省が定めた減価償却費用計算原則を基に、補償費用を計算するとしている [SEZA 2003]。具体的には3つの方法が提案されている。第1は、土地も建物もすべて現金で補償する方法（住民は補償金をもとに土地を購入し新

居住地に移住）、第2は、すでに開発された土地は現金で補償するが、未開発地は政府が無償で収用し、また、政府機関が管理する国有地はSEZAに管理権を委譲する方法、第3は、代替地の提供による補償である（代替地の開墾費用や移住費はすべて政府負担） [SEZA 2004, 9-10]。以後、この3つの選択肢は詳細部分で変更が加えられつつも、収用・補償政策の基本となった。

これを受けて、6月23日、収用と補償の基本方針を話し合う会議が開催された。会議では、建設予定地であるカイソーン・ポムヴィハーン郡とウトゥンポン郡で土地が不足しているため、近隣郡で代替地を探すこと、県を議長とする土地分配委員会を設立することなどが決定された [サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会 2003b]。

表4は会議参加者リストである。当然、SEZAや県・郡の関係機関代表が参加している。また、

表4 サワン・セノー特別経済区土地収用に関する会議（2003年6月23日）参加者

	氏名	役職 <sup>1)</sup>
1	スッカスーム・ポーティサーン	サワンナケート県副知事
2	シーポー・ヴィマライトーン	カイソーン・ポムヴィハーン郡副郡長 <sup>2)</sup>
3	ダムマラー・リアップシーダーブット	サイプートーン郡副郡長
4	カムアン・アッカムンクン	ウトゥンポン郡副郡長
5	ソーンペット・インタヴォン	SEZA副委員長
6	シースパン・チャンタソーン	SEZA職員
7	ケーオマニーポーン	県土地開発事務所技官
8	ブンクアーイ・ケーオマニー	カイソーン・ポムヴィハーン郡通信・運輸・郵便・建設事務所所長 <sup>2)</sup>
9	ヴィアンサン・チャンター	SEZA職員
10	カムプーン・セーンソムバット	県農林課課長
11	トーン・ラーサボン	ナーケー農業訓練学校校長
12	カムボン・コンカムパースト	県国有資産管理事務所所長
13	パーニー・スリニャデート	県土地事務所所長
14	インタロンシン・シッティモーラダー	県官房副局長
15	カムブアケーオ・インシーシアンマイ	SEZA職員
16	ブンカム	県商業課副課長
17	ブアカム・シースラート	SEZA副委員長

(注) 1) 役職は当時。2) 当時はカンタブーリー郡であった。

(出所) サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会 (2003b)。

建設予定地内にあり、収用・移住対象となっている農業学校の代表も参加している。しかし、このような土地収用と補償の基本方針を話し合う会議に、村の代表はひとりも招集されていない。

この会議結果を受けて、7月3日に県知事同意第387号が公布され、前述の土地収用・人民移住委員会に代わり、土地収用分配・人民移住委員会が新たに設立された[サワンナケート県

知事 2003]。メンバー構成は表5のとおりである。前回からは、県副知事、近隣のサイブリー郡郡長、サイプートン郡郡長代行などが新たに加わった。これは、近隣郡で代替地を探すことが補償の基本方針となったためである。しかし、今回も村の代表は委員になっていない。ただ、委員会の下部組織であるデータ収集・査定記録技術委員会には、7村の村長が委員に名を連ねている。

表5 サワン・セノー特別経済区土地収用分配・人民移住委員会リスト

委員会リスト			
	氏名	役職 <sup>1)</sup>	委員会での役割
1	スッカスム・ポーティサーン	サワンナケート県副知事	委員長
2	シーポー・ヴィマライトーン	カイソーン・ポムヴィハーン郡副郡長 <sup>2)</sup>	副委員長
3	カムアン・アッカムンクン	ウトゥムポーン郡副郡長	副委員長
4	ブントーン・サイニャラート	サイブリー郡郡長	委員
5	ダムマラー・リアップシーダーブット	サイプートン郡郡長代行	委員
6	バーニー・スリニャデート	県土地事務所所長	委員
7	ブアカム・シースラート	SEZA副委員長	委員
8	カムボン・コーンカムバースト	県国有資産管理事務所所長	委員
9	ブンソン・コムティラート	県土地開発計画事務所所長	委員
10	ボムマー・ヴォンパチット	県都市開発事務所所長代行	委員
11	ブンウーア・ボムケー	県労働・社会福祉課	委員

サワン・セノー特別経済区の土地収用・住民移住作業におけるデータ収集、査定記録技術委員会リスト

	名前	役職 <sup>1)</sup>	委員会での役割
1	ポーカム・ブントーン	県土地事務所副所長	委員長
2	ケーオマニーポーン	県都市開発事務所技官	副委員長
3	ブンクアーイ・ケーオマニー	カイソーン・ポムヴィハーン郡通信・運輸・郵便・建設事務所副所長 <sup>2)</sup>	委員
4	サーイフォン・サニャサーン	県国有資産管理事務所所長	委員
5	プートーン・ニョートブンファン	カイソーン・ポムヴィハーン郡土地事務所所長 <sup>2)</sup>	委員
6	カムセーン・ピラヴォン	ウトゥムポーン郡土地事務所所長	委員
7	カムブアケーオ・インシーシアンマイ	SEZA職員	委員
8	ソムサック・スタムマヴォン	SEZA職員	委員
9	ラムグン・サイニャセーン	SEZA職員	委員
10	建設予定地村7村の村長		委員

(注) 1) 役職は当時。2) 当時はカンタブリー郡であった。

(出所) サワンナケート県知事 (2003)。

新たに任命された技術委員会は、再度土地と建物の測量調査を行った。2004年4月7日付で作成された調査結果概要報告書では、政府予算への負担が最も低いという理由で、上述の第3選択肢を最も合理的な補償方法と位置づけている [SEZA 2005]。

この調査を踏まえて、5月10日に土地収用分配・人民移住委員会会議が開催され、5つの方針が決定された。第1は、第3選択肢を補償方法として政府に提案すること、第2は、代替地として他郡の国家保護林を充てること、第3は、建設予定地内にある農業学校と28km物流センターの管理権を、それぞれ農林省と商業省からSEZAに委譲すること<sup>(註43)</sup>、第4は、住民の移住には県土地開発計画事務所、カイソン・ボムヴィハーン郡、ウトゥムボン郡、サイブリー郡がSEZAと協力すること、第5は、予算節約のため、政府が定めた価格で住民の意思により土地を政府との共同所有とさせることである [サワンナケート県 2004b]。

そして、この決定は、サワンナケート県知事からブアソン副首相兼政府常任 (SEZ担当) に対して、県知事指導要請第388号 (5月25日付) [サワンナケート県 2004a]<sup>(註44)</sup>、会議議事録第389号として正式に提案された [サワンナケート県 2004b]。第388号では、上述の5つの決定事項のうち、第5項が削除されている。会議での合意から副首相に提案されるまでの約2週間、どのような会議が開催され第5項が削除されたかは不明である。しかし、県知事レベルの判断により、住民の不満を助長するような政策が削除されたと推測できる。そして、県知事提案は、2004年6月21日にブアソン副首相の同意を得て、6月24日に首相府官房通達第1041号

として正式に承認された [首相府官房 2004]。

以上、SEZ計画が正式決定され、政府が土地収用と移住に関する補償方法を決定するまでの約3年間の政策決定過程をみてきた。この間、専門委員会や会議などへの村の参加はなく、調査技術委員会に7村の村長が委員として参加しただけである。では、村や村人は、SEZ計画作成過程に全く関与しなかったのだろうか。以下では、計画への村のかかわりを検討するが、その前に、SEZ計画に民意を反映させることへの政府の見解を確認する。

### 3. 政府の見解

JICAは、1997年3月から2001年2月にマスタープランをラオス政府に提出するまで、SEZに関する調査を数回行った。各調査報告書からは、当初から、ラオス政府が計画作成への住民の直接参加について消極的であったことを看取できる。

1997年3月に行われた調査では、調査団が後に土地収用分配・人民移住委員会の委員長を務めるスッカスーム・サワンナケート県副知事への聞き取りを行った。その際、副知事は、住民参加の観点を取り入れることには同意したが、住民自身がデータや情報を分析し、優先付けを行うことは難しいとの見解を示している [JICA 1997, 付属資料]。つまり、住民が主体的に政策決定過程に参加することには問題があるということである。

1999年11月に行った調査の報告書でも、「ラオス・タイ双方から住民参加についての要望があるが、ラオス側については、JICAが直接住民組織から意向を確認することについては、難色を示している」 [JICA 2000, 9] と記されている。調査団がCPI計画・総括局副局長に聞き取

りを行った際、副局長は以下のように発言している。

「(省略) 村単位の長は直接選挙により選ばれる。したがって、村長へのヒアリングを行うことにより住民に近いレベルの意見収集を行うことが可能になると考えられる。この他、各村レベルの行政組織のなかには各種住民団体の意見を代表する組織があり活用が可能である。但し、住民からの意見収集は、政治的にセンシティブな問題であるので、行う場合は十分にカウンターパートであるラオス政府と協議を行った上で行って欲しい。」[JICA 2000, 137]。

以上の2人の発言からは、政策決定過程への住民の直接参加には難色を示しているが、民意を政策に反映させる必要性を必ずしも否定していないことがわかる。

#### 4. 住民に対する計画の通知と郡行政への意見伝達

上述のように、SEZ建設は2002年1月の首相令第02号により正式決定された。しかし、建設予定地村7村で行った村長・副村長への聞き取りから、村にSEZ建設が正式に通知されたのは1年後の2003年1月であることがわかった<sup>(注45)</sup>。

2002年1月の決定以降、村では測量調査が行われ、また、建設予定地域に赤い杭が打たれ、計画実施のための準備が始まった。そのため、村人は計画を間接的に知ることになったが、正式な通達は、2003年1月16日の「土地収用・人民移住委員会通達第18号」まで公布されていない。つまり、正式決定から約1年間、村は政府からSEZ建設に関する正式な通知を受けていなかったことになる。

第18号通達を受領後、村委員会は村会議を通じて住民に通達内容を伝えた。通達は、建物建

設や土地売買の禁止を定めたに過ぎず、土地収用や移住に関してはほとんど触れていない。しかし、自分達の村にSEZが建設されることを正式に知ったことで、当然、住民は土地収用や移住という問題に対して意識を持ち始めた。

上述のように、村民が郡に意見や要望を伝える経路は2つある。第1は、村の全体会議での合意に基づいて要望書や提案書を作成し、郡の関係部門に提出する方法、第2は、村長が郡との事務連絡会議にて伝える方法である。住民は土地収用や移住問題に関して、どのように自分達の意見を郡に伝えたのだろうか。

例えば、サイトAのポーンサワンヌーア村では、通達第18号を受領後、村の全体会議でSEZ計画について話し合った。住民の最大の関心事は、土地収用とそれに対する補償金についてであり、住民から村長への質問の大半はその問題に集中した。住民から意見を聞いた村長は、郡との事務連絡会議にて土地の価格や損失額などについて質問したが、明確な答えは得られなかったという<sup>(注46)</sup>。

同じくサイトAのノードゥーン村では、郡との事務連絡会議ではなく、県や郡の職員が村に土地や家屋の測量調査に来た際に村民の意見を伝えた。しかし、村長によれば、郡から明確な回答はなく、また、これまで県や郡から計画に対する詳細な説明もないため、村民に詳しい説明ができずにいるという<sup>(注47)</sup>。

一方、ターウドム村では、カイソーン・ポムヴィハーン郡行政職員が村を訪問し、計画に関する説明を行った(開催日時は不明)。その際、村民は計画内容や補償方法に関する質問を行っている<sup>(注48)</sup>。郡行政が計画に関する説明に訪れたのは、7村のうちターウドム村だけであった。

影響を被るのが3世帯と少ないサイトBのサイニャムクン村では、村の全体会議でSEZについて協議したことはなく、SEZに関する通達には影響を受ける世帯に村長が直接伝えた<sup>(注49)</sup>。ただ、この村の場合は、郡との事務連絡会議、また、測量調査の際のいずれも特に住民の意見を郡に伝えていない。

このように、いくつかの村では、住民の意見は何らかの形で郡に伝えられている。しかし、事務連絡会議以外に、郡と村がSEZ計画について会議を行ったことはなく、また、住民が県や郡に対して直接意見を述べる機会は、ターウドム村を除いてなかった。そもそも、土地収用・移住問題については専門委員会が設立されており、村人の意見を政策に反映させるには、郡行政ではなく委員会と村を結ぶチャンネルが必要になる。村長は技術委員会のメンバーであるが、政策を話し合う専門委員会のメンバーには入っていない。また、上述のように、政策を決定する会議にも参加していない。では、村や住民は、土地収用や補償政策決定過程に自分達の意見を反映できたのだろうか。

#### 5. 土地収用・補償政策決定過程への村の関与

2002年に土地測量調査が開始され、2004年に収用・補償方法が決定されるまでの約3年間、村には調査方法や補償方法に関する通知は1度もなかった。結論を先取りすれば、村は調査への「協力」以外、政策決定過程に何のかわりも持たなかったのである。

建設予定地村には技術委員会の調査委員が何度も訪れ、土地の測量や家屋の査定を行った。しかし、村には調査方法や査定方法などの説明は一切行われていない。7村の村長は技術委員

会の委員であり、調査方法や査定方法を知る立場にある。にもかかわらず、村長ですら、土地収用・人民移住委員会や技術委員会から測量方法や査定方法に関する説明を受けていないのである。ノードゥーン村村長、ナーケー村村長、ターウドム村村長、フームアヌア村副村長、ポーンサワンヌア村村長は、土地査定方法について説明を受けたことはなく、SEZに関する上級との会議にも参加したことはないと述べている<sup>(注50)</sup>。つまり、村長は技術委員会の委員であるにもかかわらず、実質的な調査や会議には全く参加していないのである。

2003年3月7日、財務省土地管理局は、建設予定地6村を含むカイソーン・ポムヴィハーン郡42村の土地と建物の価格計算表を改定した[SEZA 2005]。それによると、建物は1990年以前と以後で分類され、1平方メートル当たりの価格が資材（レンガ造、木造、その混合、竹）によって設定された。例えば、1990年以前に建てられたレンガ造りの建物の価格は、1平方メートル当たり24万2500キープ（約24ドル）、90年以降の建物は82万4000キープとなっている[SEZA 2005]。

ウドムヴィライ村のある家屋の査定では、2002年に立てられたレンガ造りの平屋建て95.91平方メートルの家は、1平方メートル当たり82万4000キープで計算され、価格は7902万9840キープと算出された。そして、通信・運輸・郵便・建設省が定めた減価償却原則に則り、補償額を5532万888キープとしている[SEZA 2005]。

このように、土地や建物補償に関する規定や計算方式が、2003年に確定していたにもかかわらず、調査方法や計算方法など補償に関する情



報は住民に全く知らされなかった。ノードゥーン村村長は、住民は家屋や土地が100パーセント補償されないことは知っているが、査定方法や価格などについて説明を受けたことはなく、詳細はまったくわからないと述べている<sup>(注51)</sup>。他の6村でも同じである。つまり、住民の最大の関心事である土地と家屋の査定について、住民はほとんど情報を持たなかったことになる。実際、住民は計画や補償に対してどのような意見を持っているのだろうか。

2004年5月8日、サイトAのウドムヴィライ村とサイトBのサイニャムンクン村でそれぞれ約20人の村人に聞き取りを行った。聞き取りは個別に行うのではなく、村役場や寺に集ってもらい、筆者の質問に対して自由に答えるという形式を取った。聞き取りの時期は土地や建物の調査がほぼ終了し、県から政府に補償方法が提案された頃である。

ウドムヴィライ村の住民は、政府が土地や建物を補償してくれるのかどうかさえ知らなかった。また、複数の村人は移住に対して不満を持っており、仮に移住するとすれば現在の場所に近いところ、そして、政府に対して移住先の基礎インフラ整備と土地や家屋の100パーセント補償を求めたいと述べていた。なかには、これは国家の計画なので、開発のためには補償が100パーセントに満たなくても喜んで受け入れるという意見もあった。

サイニャムンクン村でも同じような意見が聞かれた。ただ、村で直接影響を受けるのは3世帯だけである。したがって聞き取りでは、SEZが建設されれば雇用も増えるため、国家開発のためには賛成であるとの意見が多数を占めた。

一方で、影響を受ける人たちには当然補償に

対する不安がある。ある住民は、「今回のSEZ計画に限らず、政府は何らかの計画がある場合は、最低でも1年前には村に知らせて欲しい。そうであれば自分達は十分準備できる」と述べていた。

以上のように、村人は基本的には計画に賛成であっても、補償や移住に対する不安を抱え、政府に対して何らかの意見を持っている。村人のこのような意見は、郡との事務連絡会議で伝えられるか、技術委員会の調査時に伝えられたことは上でみてきたとおりである。しかし、村人が直接意見を述べる機会はほとんどなく、土地収用・人民移住委員会、また、県や郡などの行政も、住民の声を吸い上げる努力を行っていない。そして、補償額や補償方法などが2004年6月に政府決定されたにもかかわらず、2006年7月の時点においても、村には正式に通知されていないのである<sup>(注52)</sup>。

## 6. 原因分析

SEZ計画は、経済・社会開発計画と異なり、土地収用や移住という住民生活に直接影響を及ぼす問題を含んでいるため、民意を政策に反映させる必要性は当然高くなる。ではなぜ、計画に民意は反映されなかったのだろうか。4つの理由が考えられる。

第1は、国家の開発戦略である。首相令という形で実施されているように、SEZは、東西回廊や橋の効果を高め、経済発展を遂げるのに必要不可欠な政策である。経済・社会開発計画と同様に、末端の住民の意見を幅広く聞いていては効率的な開発はできない。つまり、政府には、民意を政策に反映させようという意思がほとんどなかったと考えられる。

第2は、県と郡の関係である。県は予算や公

共事業管理において、郡に対して大きな権限を持っている。加えて、郡レベルの部門の事務所長は中央の大臣が任命し、副所長は県知事が任命するなど、人事権も郡長ではなく県や中央に付与されている<sup>(注53)</sup>。つまり、予算権と人事権がともに中央や県に付与されているため、郡は村ではなく上級の意向を汲まざるを得ない。したがって郡には、村から伝えられた意見を、県や中央に伝達するインセンティブがほとんどないのである。

第3は、村と県・国家を結ぶ経路が存在しないことである。上述のように、村は郡に意見を伝達するルートは確保している。実際、ポーンサワンヌーア村では、郡との事務連絡会議という経路で村人の意見を伝達した。ただ、郡が上級に住民の意見を伝達するインセンティブを持たない以上、住民の意見を上級に伝えるには、村と県・国家を直接結ぶ経路が必要になるが、現在そのようなメカニズムはない。したがって、住民が県や国家政策に自分達の意見を反映させようとする場合、異議申し立てなどの特別な働きかけが必要となる。しかし、住民はそのような行動を起こそうとはしない。これが第4の理由である。

SEZ計画に伴う土地収用と移住に関して、2人の村長が「これは党・国家の計画なので受け入れるしかない」と述べていた<sup>(注54)</sup>。つまり、党や政府が決定した政策には従わなければならないとの認識が彼らにはある。上級への異議申し立ての精神が、住民にまだ育っていないのである。

## おわりに

社会主義体制成立後数年で、中央計画経済体制を基本としつつも、ボトムアップによる計画作成への転換が議論された。そして、市場経済化が本格化し、政治制度改革が始まる1990年代に入ると、政治的理由も加わり民意を政策に反映させる必要性が認識された。しかし、2つの計画作成過程から明らかになったことは、村と郡の間には民意反映メカニズムが存在するものの、それが機能していないということである。

経済・社会開発計画では、計画作成への住民参加が法規で規定されているにもかかわらず、実際の計画作成過程では、村には通達すら公布されていない。また、村は計画自体作成せず、郡への情報・データ提供という間接的な形でしか計画作成過程に「参加」していない。郡行政も村での意見収集をほとんど行っていなかった。

SEZ計画は、経済・社会開発計画と異なり、住民生活に直接影響を及ぼすため、民意を計画に反映させる必要性は高いと考えられる。にもかかわらず、計画が正式に政府決定され、村に通知されるまで1年を要した。そして、土地収用や補償という最も重要な問題の政策決定過程に、村や住民は関与せず、県や郡による村民の意見収集もほとんど行われなかった。補償方法や補償額決定後も、村には全く情報が下りてこなかったのである。

村と郡の間には民意反映メカニズムが存在する。そして、村から郡への意見伝達という意味では、そのメカニズムは機能している。しかし、郡で吸収された住民の意見は、上級の県や国家には伝達されない。これは、県が計画作成や公

共事業管理、また、予算や人事権など、郡に対して大きな権限を持っているため、郡レベルで村の意見を上級に伝えようというインセンティブが生まれにくいことが理由であった。また、住民と県や国家を直接結ぶ経路が存在しないこと、そして、住民による異議申し立てが行われないことも影響している。

では、なぜ党は民意を政策に反映させる必要性を認識しているにもかかわらず、郡を越えた県や国家レベルにおいて、民意反映メカニズムを構築しないのだろうか。

筆者は、現段階で党が許容する政治参加の範囲が郡までであり、現在の制度が党にとって都合よく機能しているためと考える。住民は村レベルの政策決定過程に直接参加でき、要望や不満を表出できる。そして、それらを郡に伝達する経路も確保している。民意が政策に反映されるかどうかは別として、村と郡の間では民意を上級に吸い上げるメカニズムは機能しているのである。したがって、民意を政治過程に吸収するという意味では、党に一定の正当性を付与する。

一方で、郡には県や国家に村の意見を伝達するインセンティブがなく、また、村と県・国家を結ぶ経路が存在せず、住民による異議申し立ても行われないため、民意は村と郡の間に閉じ込められてしまう。つまり、党は一定の正当性を得つつ、政治参加の範囲を狭めることができるのである。

したがって、住民から党・政府への異議申し立てが弱く、国民が計画を「受け入れる」間は、郡を越えた民意反映メカニズムの構築は行われないと考えられる。しかし、経済発展を目指し、今後も住民に犠牲を払わせる開発計画が実施さ

れる可能性がある以上、住民の意思と権利を尊重し、彼らの意見を政策に反映させる努力はなされるべきである。さもなければ、自ら掲げている全階級（＝国民）の党という正当性を損なうことになろう。郡を越えた民意反映メカニズムの構築は、国民よりも、一党支配体制の維持を目指す党にとってより重要な意味を持っている。

（注1）唐亮は、県と県以下の人民代表の直接選挙や村委員会選挙などの選挙制度改革のほか、公聴会の導入や政策決定過程への有識者の参加、また、言論の自由の拡大などを事例に、中国において徐々に民意が政策に反映されつつあると指摘する〔唐2001, 34-42〕。

（注2）当然、戦時中も中央の司令部から各軍管区に命令が下されていたが、中央がすべてを管理できるわけではなく、軍管区の司令官は自身の管轄内では中央から独立した大きな権限を行使できた。

（注3）1979年11月10日から29日まで開催された第2期党中央執行委員会第7回総会でカイソーン書記長は、「ラオスは社会主義への過渡期にある」とし、「過渡期には5つの経済（国家経済、集団経済、国家資本主義経済、個人経済、資本主義私营経済）が存在するとの認識を示した。その上で、「国家経済と集団経済が主導的役割を果たす」としながらも、「生産拡大のために全経済分野を活用」し、経済管理においては、「経済原則」の適用と「市場」の活用を知らなければならぬと市場経済原理の導入を認めた〔党中央理論・実践指導研究委員会1997, 220；山田2005, 30-31〕

（注4）本文等における引用ラオス語文献の表記は日本語訳（人名の場合はカナ）をあてることとした。

（注5）第6回党大会では、「どの路線、政策計画、決議を研究する際も、我が党は人民への打診を行い、人民の意見、問題、要望を把握することから始める」〔ラオス人民革命党第6回大会文書1996, 23〕、第7回党大会では、「大衆の意見に耳を傾け、批判を受

ける」[ラオス人民革命党第7回大会文書 2001, 51]と記されている。

(注6) 計画・投資委員会は1975年の建国時からある省と同格の国家委員会であり、これまで何度も名称変更を行ってきた。1990年代に入ってから、国家計画委員会(99年)、計画・協力委員会(2001年)、計画・投資委員会(04年)と名称が変更されている。2007年10月には計画・投資省への変更が決定された。名称の変更については、首相令第32号[首相府 1999]、第150号[首相 2001]、第118号[首相府 2004]を参照のこと。なお、本稿では説明の必要がない限り、調査時の名称である計画・投資委員会に統一して使用する。

(注7) それまでの12省(①財務省, ②教育・スポーツ・宗教省, ③外務省, ④国防省, ⑤内務・退役軍人・社会省, ⑥情報・宣伝・文化・観光省, ⑦通信・公共事業省, ⑧保健省, ⑨司法省, ⑩工業・商業省, ⑪農林・灌漑省, ⑫郵便・通信省), 3国家委員会(⑬国家計画委員会, ⑭少数民族委員会, ⑮国家銀行)から、15省(①財務省, ②教育・スポーツ・宗教省, ③外務省, ④国防省, ⑤内務省, ⑥文化省, ⑦運輸省, ⑧保健省, ⑨司法省, ⑩工業省, ⑪農林・灌漑省, ⑫郵便・通信省, ⑬商業省, ⑭建設省, ⑮物資供給省), 5国家委員会(⑯国家計画委員会, ⑰少数民族委員会, ⑱国家銀行, ⑲退役軍人・社会福祉委員会, ⑳宣伝・プレス・ラジオ・テレビ国家委員会)となった[Stuart-Fox 1986, 72, 76; 2001, 391]。

(注8) スチュアート・フォックスは、政府評議会は閣僚と国家委員会委員長によって構成され、ラオス王国政府が閣僚評議会(khana latthamontii)としていたため、それと区別するために現政府が政府評議会(khana latthabaan)という言葉を使用したと指摘している[Stuart-Fox 1986, 72; 2001, 79]。しかし、全国人民代表者大会文書[1976]によると、政府評議会には副大臣や副委員長も含まれており、また、1978年に公布された最高人民議会法律第100号第2条によると、閣僚評議会は首相、副首相、大臣、国家委員会委員長によって構成されるとある[最高人民議会 1978]。したがって、現政権も政府評議会とは別に閣僚評議会という組織を持っていたことに

なり、2つの組織はその構成員を異にする組織だったといえる。

(注9) Keuleers and Sibounheuang (1999)と瀬戸(2004)は中央・地方間関係を、Adams, Kee and Lin (2001)は研究と教育政策・計画の関連を主題とした論文である。

(注10) 例えば、筆者が2005年4月25日に行ったサワンナケート県工業・手工業課副課長への聞き取りでは、1993年以前は各県や郡の工業部門が独自に計画を作成していたが、1993年以降は中央の工業省、県、郡と部門のラインが結ばれ、全国統一的な計画作成過程となったことを確認している。

(注11) Keuleers and Sibounheuang (1999)はCPIマニュアルに依拠したことを明示していないが、彼らが示した計画策定過程はマニュアルの内容と一致しており、CPIマニュアルを参照したと考えられる。

(注12) ここでいう特別区とはサイソンプーン特別区を指すが、特別区は2006年1月13日、「サイソンプーン特別区を廃止する首相令第10号」の公布により廃止され、旧特別区はヴィエンチャン県とシェンクアン県に分割委譲された[pasaason, 2006年2月27日付]。

(注13) 地方行政法第49条、第53条を参照[地方行政法 2003]。憲法や地方行政法では副村長の数は規定されていないが、1993年7月5日付首相令第102号第4条は、副村長の人数は2人を超えないと定めている[首相府 1993]。村によっては副村長をひとりしか置いていないところもある。

(注14) 例えば、サワンナケート県カイソーン・ボムヴィハーン郡フーアムーアンヌア村(2006年7月1日、筆者による村長への聞き取り)やナーケー村(2005年7月5日、筆者による村長への聞き取り)などである。

(注15) 村によっては構成組織が異なっている。例えば、通信・運輸担当や宣伝担当等をおいている村もあれば、少数民族地域によっては儀礼担当を置いている村もある。また、農業担当については、ルアンナムター県ルアンナムター郡ナムトゥン村のように、動物疾病、生産・栽培、森林担当と複数の担当をおいている場合がある(2005年6月14日、筆者による村長への聞き取り)。

(注16) 2005年7月5日、筆者によるナーケー村長への聞き取り。調査時はカンタブーリー郡ナーケー村であったが、2005年12月7日付首相令第268号により、カンタブーリー郡からカイソーン・ポムヴィハーン郡に改称された。本稿では、現在の名称であるカイソーン・ポムヴィハーン郡に統一して使用する。

(注17) 2006年5月1日、筆者による首都ヴィエンチャンチャンタブーリー郡ポイントーン村有権者、サイタニー郡ターンミーサイ村有権者への聞き取り。しかし、全国の村で同じような方法で証明書が配布されているとは限らない。

(注18) 自警団が委員となっているのはチャンパーサク県パークセー郡ポーンサワン村(2004年9月15日、筆者による村長への聞き取り)、村長が委員を兼任していないのはアッタプー県サマッキーサイ郡ムアンマイ村(04年9月16日、筆者による村長への聞き取り)、ネーオホームが紛争調停委員会を兼ねているのはルアンナムター県シン郡ウドムシン村(06年2月23日、筆者による村長への聞き取り)である。

(注19) 現在の党規約は、2006年の第8回党大会で改正された第8期党規約であるが、本稿では、調査時の党規約である01年3月の第7回党大会で改正された第7期党規約を参照している。

(注20) 例えば、サワンナケート県セーポーン郡セーポーン村、ターコーン村、ポイントーン村の3村は合同でひとつの党単位を形成している(2006年3月17日、筆者によるセーポーン村村長への聞き取り)。

(注21) 例えば、ルアンナムター県シン郡ウドムシン村である(2006年2月23日、筆者による村長への聞き取り)。

(注22) 党や行政事務以外では、ネーオホームやその他の村の長老が指導力を発揮する場合が多い。

(注23) 2004年9月10日、筆者によるポーンサワンタイ村副村長への聞き取り。

(注24) 2004年9月15日、筆者によるポーンサワン村村長への聞き取り。

(注25) 2004年9月18日、サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡ラッタナランシーカーン村村長、2005年6月14日、ルアンナムター県ルアン

ナムター郡ナムトゥン村村長への筆者による聞き取りなど。

(注26) エバンスが引用した1977年のテイラー論文とは、Christian Taillard, "Le village lao de la region de Vientiane: Un pouvoir local face au pouvoir étatique," *L'Homme : Revue française d'anthropologie* 17, (avril-septembre 1977), 71-100である。

(注27) 首相令第135号が公布された当時は、現在の首都ヴィエンチャンはヴィエンチャン特別市と呼ばれていた。特別区については(注12)を参照のこと。

(注28) 例えば、2006/07年度計画におけるチャンパーサク県の通達である。2006/07年度計画については、06年4月21日に計画・投資委員会指導書第417号が公布され[計画・投資委員会 2006]、4月24日に首相命令第06号が公布されたが[首相府 2006]、チャンパーサク県投資課通達第104号は4月11日に公布されている[チャンパーサク県計画・投資課 2006]。

(注29) 2006年5月18日、筆者によるヴィエンチャン県計画・投資課副課長への聞き取り。

(注30) 確認は聞き取りや実際の通達により行った。以下に、聞き取り機関と聞き取り日を記す。ボンサーリー県計画・投資課(2006年2月27日)、ルアンナムター県計画・投資課(05年6月13日)、ルアンナムター県シン郡計画・総括事務所(06年2月24日)、ルアンパバーン県計画・投資課(06年6月5日)、ルアンパバーン県ルアンパバーン郡計画・総括事務所(06年6月6日)、ウドムサイ県計画・投資課(06年2月20日)、ウドムサイ県サイ郡計画・総括事務所(06年2月20日)、ヴィエンチャン県計画・投資課(06年5月18日)、ヴィエンチャン県ポーンホーン郡計画・総括事務所(06年5月18日)、首都ヴィエンチャン計画・投資課(06年11月17日)、ポリカムサイ県計画・投資課(06年6月15日)、ポリカムサイ県パークサン郡計画・総括事務所(06年6月14日)、カムアン県計画・投資課(06年4月20日)、サワンナケート県計画・投資課(06年1月30日)、サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡計画・総括事務所(06年1月31日、6月21日)、チャンパーサク県計画・投資課(06年7月17日)、チャンパーサク県パークセー

郡計画・総括事務所（06年7月17日）、セーコーン県計画・投資課（06年7月24日）、セーコーン県ラマーム郡計画・総括事務所（06年7月25日）、サーラワン県計画・投資課（06年7月19日）、サーラワン県サーラワン郡計画・総括事務所（06年7月20日）、アッタプー県計画・投資課（06年7月26日）、アッタプー県サマッキーサイ郡計画・総括事務所（06年7月27日）。

（注31）2006年5月18日、筆者によるヴィエンチャン県ポーンホーン郡農林促進事務所での聞き取り。

（注32）以下の郡での聞き取りにより確認した。ルアンナムター県シン郡農林促進事務所（2006年2月24日）、ルアンパバーン県ルアンパバーン郡農林促進事務所（06年2月22日）、ヴィエンチャン県ポーンホーン郡農林促進事務所（06年5月18日）、ポリカムサイ県パークサン郡農林促進事務所（06年6月15日）、サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡農林促進事務所（05年9月9日）、チャンパーサク県パークサー郡農林促進事務所（06年7月18日）、セーコーン県ラマーム郡農林促進事務所（06年7月25日）、サーラワン県サーラワン郡農林促進事務所（06年7月21日）、アッタプー県サマッキーサイ郡農林促進事務所（06年7月27日）。

（注33）2005年3月1日に行われた国勢調査の数値である。調査対象は10歳以上の何らかの労働に従事する者であり、調査では、農業を耕作農業、漁業、家畜業、その混合に分類している。国勢調査の詳細はSteering Committee for Census of Population and Housing（2006）を参照のこと。

（注34）2005年6月14日、筆者によるナムゲーン村村長への聞き取り。

（注35）2006年6月15日ポリカムサイ県パークサン郡農林促進事務所、06年7月21日サーラワン県サーラワン郡農林促進事務所での筆者による聞き取り。

（注36）2006年7月15日セーコーン県ラマーム郡農林促進事務所、06年6月15日ポリカムサイ県パークサン郡農林促進事務所、06年4月21日カムアン県ターケーク郡計画・総括事務所、05年9月9日サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡農林促進事務所での筆者による聞き取りなど。

（注37）「県を戦略単位、郡を計画単位、村を執行の基礎単位として建設することに関する計画・投

資委員会指導書第128号」[計画・投資委員会 2000]。

（注38）2005年6月13日ルアンナムター県ルアンナムター郡郡長、06年4月21日カムアン県ターケーク郡計画・総括事務所での筆者による聞き取り。

（注39）2006年7月26日、筆者によるアッタプー県農林課での聞き取り。

（注40）郡の名称については（注16）を参照のこと。

（注41）当時は国際協力事業団（JICA）であった。国際協力機構に改称されてからも通称はJICAと同じであり、本稿では一般的に知られているJICAに統一して使用する。

（注42）7村の人口数は筆者による村長・副村長への聞き取りにより算出したものである。ナーケー村人口1225人、家屋数195（2004年5月8日現在）、ターウドム村人口643人、家屋数121（04年5月8日現在）、ウドムヴィライ村人口2468人、家屋数401（04年5月8日現在）、サイニャムンクン村人口1249人、家屋数188（04年5月8日現在）、ノードゥーン村人口2620人、家屋数443（04年7月24日現在）、フームアンヌア村人口1587人、家屋数287（04年7月24日現在）、ポーンサワンヌア村人口3130人、家屋数507（04年7月24日現在）である。

（注43）現在、商業省は工業・商業省となっている。

（注44）サワンナケート県知事第388号となっているが、署名はスッカスム副知事である。

（注45）2004年5月8日ナーケー村村長、同日ターウドム村村長、同日ウドムヴィライ村村長、同日サイニャムンクン村村長、04年7月24日、ポーンサワンヌア村村長、同日フームアンヌア村副村長、同日ノードゥーン村副村長への筆者による聞き取り。

（注46）2004年7月24日、筆者によるポーンサワンヌア村村長への聞き取り。

（注47）2006年7月29日、筆者によるノードゥーン村村長への聞き取り。

（注48）2004年5月8日、筆者によるターウドム村村長への聞き取り。

（注49）2004年5月8日、筆者によるサイニャムンクン村村長への聞き取り。

（注50）2006年7月29日ノードゥーン村村長、05

年7月5日ナーケー村村長, 06年7月1日旧ターウドム村村長, 04年7月24日フーアムーアンヌーア村副村長, 04年7月24日ポーンサワンヌーア村村長への筆者による聞き取り。

(注51) 2006年7月29日, 筆者によるノードゥーン村村長への聞き取り。

(注52) 2006年7月29日ノードゥーン村村長, 06年7月1日フーアムーアンヌーア村副村長, 06年7月1日旧ターウドム村村長への筆者による聞き取りにより確認。

(注53) 事務所長の任命については政府法第28条 [政府法 2003], 副所長の任命については地方行政法第14条 [地方行政法 2003] を参照のこと。

(注54) 2004年7月24日ノードゥーン村村長, 06年7月1日旧ターウドム村村長への筆者による聞き取り。

## 文献リスト

### <日本語文献>

国際協力事業団 (JICA) 1997. 「ラオス 国境都市地域開発プロジェクト形成調査結果資料」 国際協力事業団。

—— 2000. 「ラオス国サバナケット及びカムアン地域総合開発計画調査事前調査報告書」 国際協力事業団。

鈴木基義/ケオラ・スックニラン 2005. 「進出と撤退からみるラオス外国直接投資」天川直子・山田紀彦編『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』研究双書No.545 アジア経済研究所。

瀬戸裕之 2004. 「ラオスの中央・地方関係における県党・行政権力の役割——ビエンチャン県における計画管理及び人事管理を事例に——」天川直子編「ラオスの市場経済化——現状と課題——」調査研究報告書-I-06 アジア経済研究所。

唐亮 2001. 『変貌する中国政治——漸進路線と民主化——』東京大学出版会。

山田紀彦 2004. 「チンタナカーン・マイ政策の展開と党・政府人事の変遷」天川直子編「ラオスの市場経済化——現状と課題——」調査研究報告書-I-06 アジア経済研究所。

—— 2005. 「市場経済移行下のラオス人民革命党支配の正当性——党政治・理論誌『アルン・マイ』における議論の変遷を中心に——」天川直子・山田紀彦編『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』研究双書No.545 アジア経済研究所。

### <英語文献>

Adams, Don, Geok Hwa Kee and Lin Lin 2001. “Linking Research, Policy, and Strategic Planning to Education Development in Lao People’s Democratic Republic.” *Comparative Education Review* 45(2)(May): 220–241.

Evans, Grant 1990. *Lao Peasants Under Socialism*. New Haven: Yale University Press.

Keuleers, Patrick and Langsy Sibounheuang 1999. “Central-Local Relations in the Lao People’s Democratic Republic: Historic Overview, Current Situation and Trends,” In *Central-Local Relations in Asia-Pacific: Convergence or Divergence?* ed. Mark Turner, 196–235. New York: Palgrave.

Steering Committee for Census of Population and Housing 2006. *Results from the Population and Housing Census 2005*. Vientiane: Steering Committee for Census of Population and Housing.

Stuart-Fox, Martin 1986. *Laos: Politics, Economics and Society*. London: Frances Pinter.

—— 2001. *Historical Dictionary of Laos*. 2<sup>nd</sup> ed., Lanham: Scarecrow Press, Inc.

—— 2004. “Politics and Reform in the Lao People’s Democratic Republic.” Political Economy of Development Working Paper No.1, Program on Civil Society and Governance, The College of William & Mary.

### <ラオス語文献>

chawkhuaeng khuuang savannakheet [サワンナケート県知事] 2003. *khoo toklong waa duay kaantaengtang khon mai khanakammaaan chatsan weenkhuun thiidin lae nyoknyaai pasaason ooook chaak kheet seethakit phiseet savaan-seenoo laek thii 387, wanthii 3 deuan 7* [サワン・セノー特別経済区土地収用分配・人民移住委員会新委員任命に関する県知事同意

- 第387号, 7月3日].
- eekasaan khoong koongpasum nyai phuuthaen pasaason thuapatheet* [全国人民代表大会文書 1976年].
- eekasaan khoong koongpasum nyai khang thii VI khoong phak pasaason patiwat laaw 1996* [ラオス人民革命党第6回大会文書 1996年].
- eekasaan khoong koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaason patiwat laaw 2001* [ラオス人民革命党第7回大会文書 2001年].
- eekasaan khoong koongpasum nyai khang thii VIII khoong phak pasaason patiwat laaw 2006* [ラオス人民革命党第8回大会文書 2006年].
- hoongkaan thiidin khuueng savannakheet [サワンナケート県土地事務所] 2003. *botlaaygaan kiawkap viakgaan kaansamluat wattaeknyooy kepkam khoo muun din* [土地測量・データ収集調査に関する業務報告書].
- hoongwaakaan samnakgaan naanyok latthamontii [首相府官房] 2004. *chaengkaan laek thii 1041, leuang: kaanchattang patibat viakgaan chatsan weenkhuun thiidin lae nyoknyaa'i pasaason oook chaak kheet phiseet savan-seeno, wanthii 24 deuan 6* [土地収用分配とサワン・セノー特別経済区からの人民移住業務執行に関する通達第1041号, 6月24日].
- Kaysone Phomvihane [カイソン・ポムヴィハーン] 1984. *botpakoop khwaamhen khoong sahaay leekhaathikaan nyai kaysoon phomvihaan waa duay viakgaandatpaeng konkay khumkhoong seethakit (nai koongpasum poetkwaang khoong saphaa latthamontii nai wanthii 11 kannyaa 1984)* [1984年9月11日閣僚議会拡大会議における書記長カイソン・ポムヴィハーン同志の経済管理メカニズム修正業務に関する意見].
- 1991. “laaygaan kaanmeuang khoong khana boolihaangaan suunkaang phak too koongpasum nyai khang thii V khoong phak pasaason patiwat laaw sanoe dooy sahaay kaysoon phomvihaan leekhaathikaan nyai khana boolihaangaan suunkaang phak” [ラオス人民革命党書記長カイソン・ポムヴィハーン同志によるラオス人民革命党第5回大会における党中央執行委員会政治報告], *alunmai*, sabap phiseet, 1991 [『アルン・マイ』1991年特別号], pp.11-54.
- khana boolihaan kheet seethakit phiseet savan-seeno [サワン・セノー特別経済区執行委員会 (SEZA)] 2003. *botlaaygaan khwaamkhuupnaa khoong viakgaan weenkhuun thiidin khoong kheet seethakit phiseet savan-seeno* [サワン・セノー特別経済区の土地収用業務進捗報告書].
- 2004. *botlaaygaan kiawkap saphaap kaanweenkhuun thiidin kheet seethakit phiseet savan-seeno pii 2003-2004* [サワン・セノー特別経済区土地収用状況に関する報告書2003-2004].
- 2005. *botwiphaak seethakit-teknik kiawkap khoongkaan phatthanaa kheet seethakit phiseet savan-seeno (2005-2006)* [2005-2006年サワン・セノー特別経済区開発プロジェクトに関する経済・技術分析報告書].
- khanakammakaan phaenkaan haeng lat [国家計画委員会] 1997. *khuumu saang eekasaan phaenkaan lae botlaaygaan samlap phanakaan khan khuueng* [県級の職員のための計画と報告書作成マニュアル].
- 1999. *pumnaenam kaansaang phaenkaan lae khian botlaaygaan khan meuang* [郡級における計画と報告作成指導書].
- khanakammakaan phaenkaan lae kaanlongthun [計画・投資委員会] 2000. *botnaenam kiawkap kaansaang khuueng pen huanuai nyutthasaat, meuang pen huanuai phaenkaan lae baan pen huanuai phunthaan chattangpatibat, laek thii 128 long wanthii 11 deuan 3 pii 2000* [県を戦略単位, 郡を計画単位, 村を執行の基礎単位として建設することに関する計画・投資委員会指導書第128号, 2000年3月11日].
- 2005. *botnaenam kaansaang phaen phatthana seethakit-sangkhom sok pii 2005-2006 laek thii 553, wanthii 6 deuan 6* [2005/2006年度経済・社会開発計画作成に関する指導書第553号, 6月6日].
- 2006. *botnaenam kaansaang phaeng phatthana seethakit-sangkhom sok pii 2006-2007 laek thii 417, wanthii 21 deuan 4* [2006/2007年度経済・社会開発計画作成指導書第417号, 4月21日].
- khanakammakaan phaenkaan lae kaanlongthun suun



- sathiti haeng saat [計画・投資委員会国家統計所] 2005. *khoomuun sathiti 1975-2005* [1975-2000年統計], *nakhonluangviangchan* [首都ヴィエンチャン].
- khanakammakaan kaanweenkhuun lae nyoknyaai pasaa-son yuunai kheet seethakit phiseet savan-seenoo [サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会] 2003a. *pakaat chaengkaan khoong kha-nakammakaan kaanweenkhuun lae nyoknyaai pasaa-son yuunai kheet seethakit phiseet savan-seenoo laek thii 18, wanthii 16 deuan 1* [サワン・セノー特別経済区土地収用・人民移住委員会通達第18号, 1月16日].
- 2003b. *botbanthuk khoong pasum puksaahaaluu kiawkap kaanweenkhuun thiidin nai kheet seethakit phiseet savan-seenoo 24/6/2003* [2003年6月24日付サワン・セノー特別経済区内の土地収用に関する会議議事録].
- khana siinam khonkhwa thitsadii lae phuttikam suunkaang phak [党中央理論・実践指導研究委員会] 1997. *pawatsaat phak pasaaon patiwat laaw (dooy sang kheep)* [ラオス人民革命党史 (概説)].
- khuaeng champaasak phanaek phaenkaan lae kaan-longthun [チャンパーサク県計画・投資課] 2006. *baichaengkaan laek thii 104, wanthii 11 deuan 4* [通達第104号, 4月11日].
- khuaeng savannakheet [サワンナケート県] 2004a. *khoo thitsiinam kiawkap kaanchattangpatibat viakgaan chatsan weenkhuun thiidin lae nyoknyaai pasaaon ooook chaak kheet seethakit phiseet sawan-seenoo laek thii 388, wanthii 25 deuan 5* [サワン・セノー特別経済区からの人民移住・土地収用分配業務執行に関する指導要請第388号, 5月25日].
- 2004b. *botbanthuk koongpasum khoong khanakam-makaan chatsan weenkhuun thiidin lae nyoknyaai pasaaon ooook chaak kheet seethakit phiseet savan-seenoo laek thii 389, wanthii 13 deuan 5* [サワン・セノー特別経済区からの人民移住・土地収用分配委員会会議議事録第389号, 5月13日].
- khuaeng viangchan phanaek phaenkaan lae kaanlongthun [ヴィエンチャン県計画・投資課] 2005. *chaeng-kaan laek thii 24, wanthii 25 deuan 5* [通達第24号, 5月24日].
- 2006. *chaengkaan laek thii 121, wanthii 7 deuan 4* [通達第121号, 4月7日].
- kotmaai waa duay kaanpokkhoong thoonghin 2003* [地方行政法 2003].
- kotmaai waa duay latthabaan 2003* [政府法 2003].
- latthathammanuun haeng saathaalanalat pasaathipatai pasaaon laaw 2003* [ラオス人民民主共和国憲法 2003年].
- meuang phoonhoong hoongkaan phaenkaan-sangluam [ポーンホーン郡計画・総括事務所] 2005. *chaengkaan laek thii 53 long wanthii 2/6/2005* [2005年6月2日付通達第53号].
- naanyok latthamontii [首相] 2000. *khamsang naenam khoong naanyok latthamontii waa duay kaansaang khuaeng pen huanuai nyutthasaat, meuang pen hu-anuai phaenkaan-goppamaan lae saang baan pen hu-anuai phuunthaan chattangpatibat, laek thii 01, wanthii 11.3.2000* [県を戦略単位, 郡を計画・予算単位, 村を執行の基礎単位として建設することに関する首相指導命令第01号, 2000年3月11日].
- 2001. *damlat waa duay kaanchattang lae kaank-heuanway khoong khanakammakaan phaenkaan lae kaanhuammuu laek thii 150, wanthii 16 mithunaa 2001* [計画・協力委員会の組織と活動に関する首相令第150号, 2001年6月16日].
- 2002a. *damlat khoong naanyok latthamontii waa duay kheet sethakit phiseet savan-seenoo laek thii 02, wanthii 21 deuan 1* [サワン・セノー特別経済区に関する首相令第02号, 1月21日].
- 2002b. *damlat waa duay kaankhumkhoong kaan-longthun khoong lat, laek thii 58, wanthii 22 deuan 5* [政府公共投資管理に関する首相令第58号, 5月22日].
- 2002c. *damlat waa duay kaansaang lae khumkhoong phaenphatthanaa seethakit-sangkhom laek thii 135, wanthii 7 deuan 8* [経済・社会開発計画作成と管理に関する首相令第135号, 8月7日].
- phak pasaaon patiwat laaw [ラオス人民革命党] 2001. *kotlabiap khoong phak pasaaon patiwat laaw samay*

- thii VII* [ラオス人民革命党第7期党規約]. *phak pasaason patiwat laaw* [ラオス人民革命党] *viangchan* [ヴィエンチャン].
- phak pasaason patiwat laaw kom kaanmeuang suunkaang phak* [ラオス人民革命党中央政治局] 1993. *mati toklong khoong kom kaanmeuang suunkaang phak waa duay thitnam lae lakkaan nai kaankhumkhoong taam khanaengkaan, laek thii 21, wanthii 8 phutsaphaa* 1993 [部門別管理における方針と原則に関する党政治局決議第21号, 1993年5月8日].
- phanaek kasikam lae paamai khuaeng viangchan* [ヴィエンチャン県農林課] 2006. *chaengkaan laek thii 1043, wanthii 24 deuan 4* [通達第1043号, 4月24日].
- samnakaan naanyok latthamontii* [首相府] 1993. *damlat waa duay kaanchattang lae boolihaan baan laek thii 102, wanthii 3 koolakot 1993* [村の組織と事務に関する首相令第102号, 1993年7月3日].
- 1999. *damlat waa duay kaanchattang lae kaankeuanway khoong khanakammakaan phaenkaan haeng lat laek thii 32, wanthii 19 meesaa 1999* [国家計画委員会の組織と活動に関する首相令第32号, 1999年4月19日].
- 2003. *damlat khoong naanyok latthamontii wa duay kheet seethakit phiseet savaan-seenoo laek thii 148 wanthii 29 deuan 9* [サワン・セノー特別経済区に関する首相令第148号, 9月29日].
- 2004. *damlat waa duay kaanchattang lae kaank-*

*heuanway khoong khanakammakaan phaenkaan lae kaanlongthun laek thii 118, wanthii 24 singhaa 2004* [計画・投資委員会の組織と活動に関する首相令第118号, 2004年8月24日].

- 2006. *khamasang khoong naanyok latthamontii waa duay kaansaang phaen phatthanaa seethakitsangkhom lae phaen goppamaan haeng lat sok pii 2006-2007 laek thii 06, wanthii 24 deuan 4* [2006/2007年度経済・社会開発計画と国家予算計画作成に関する首相令第06号, 4月24日].

[付記] 本稿は、筆者が2003年8月から2006年8月にかけてアジア経済研究所海外派遣員（ヴィエンチャン）として実施した調査の成果の一部である。調査に協力してくれたラオス政府機関や全国の村々に謝意を表したい。特に、SEZ建設予定地である7村の村長や副村長には多くの時間を割いていただいた。筆者の受入機関であるラオス国立大学経済・経営学部のSaysamone氏、故Sisavay氏、Phanseng氏、Chintana氏からは地方調査において多大なサポートを受けた。研究所の先輩である重富真一氏、天川直子氏、また、本誌の匿名レフリー諸氏からは有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。

(アジア経済研究所地域研究センター, 2007年7月30日受付, レフリーの審査を経て2008年2月12日掲載決定)